



<結果報告書> 「（仮称）さいたま市地域部活動統 括団体」による部活動指導者派遣モ デルの創出事業

事業者名：一般社団法人さいたまスポーツコミッション

作成日：令和5年2月16日



目次

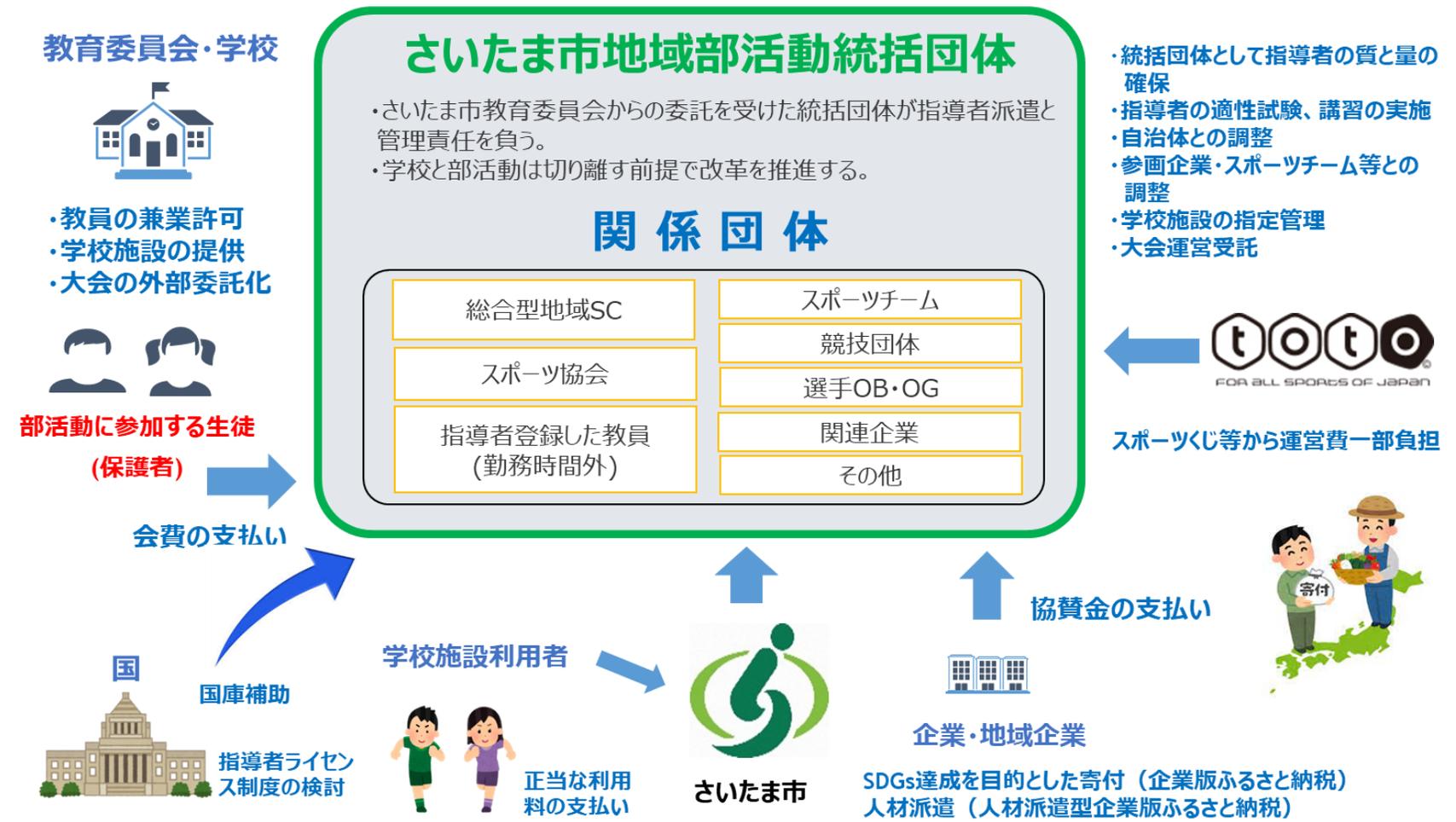
1. 目指す姿
2. 本実証で実証する課題とそのポイント
3. 実証内容とその成果
 - a. 実証の概要
 - b. 課題ごとの取組結果
 - c. 実証から得られた示唆
4. 今後の目指す姿
 - a. 本実証を踏まえた目指す姿
 - b. 目指す姿に向けたロードマップ
 - c. 事業収支計画

1. 目指す地域移行の姿

a. 目指す姿

さいたま市では部活動を学校から完全に切り離し、地域部活動「**統括団体**」の元で活動を実施することを目指している。

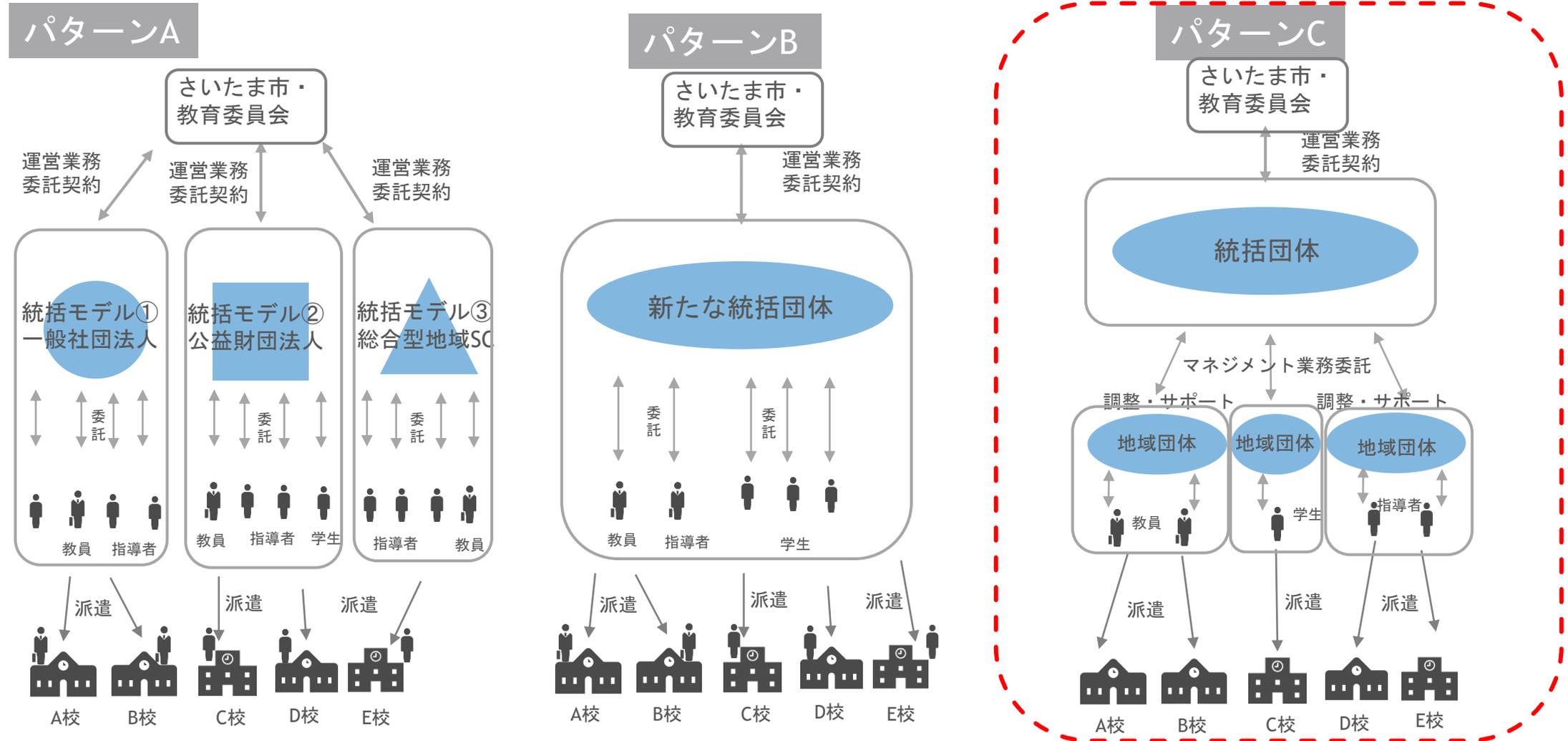
さいたま市教育委員会の目指す地域移行（イメージ）



1. 目指す地域移行の姿

a. 目指す姿

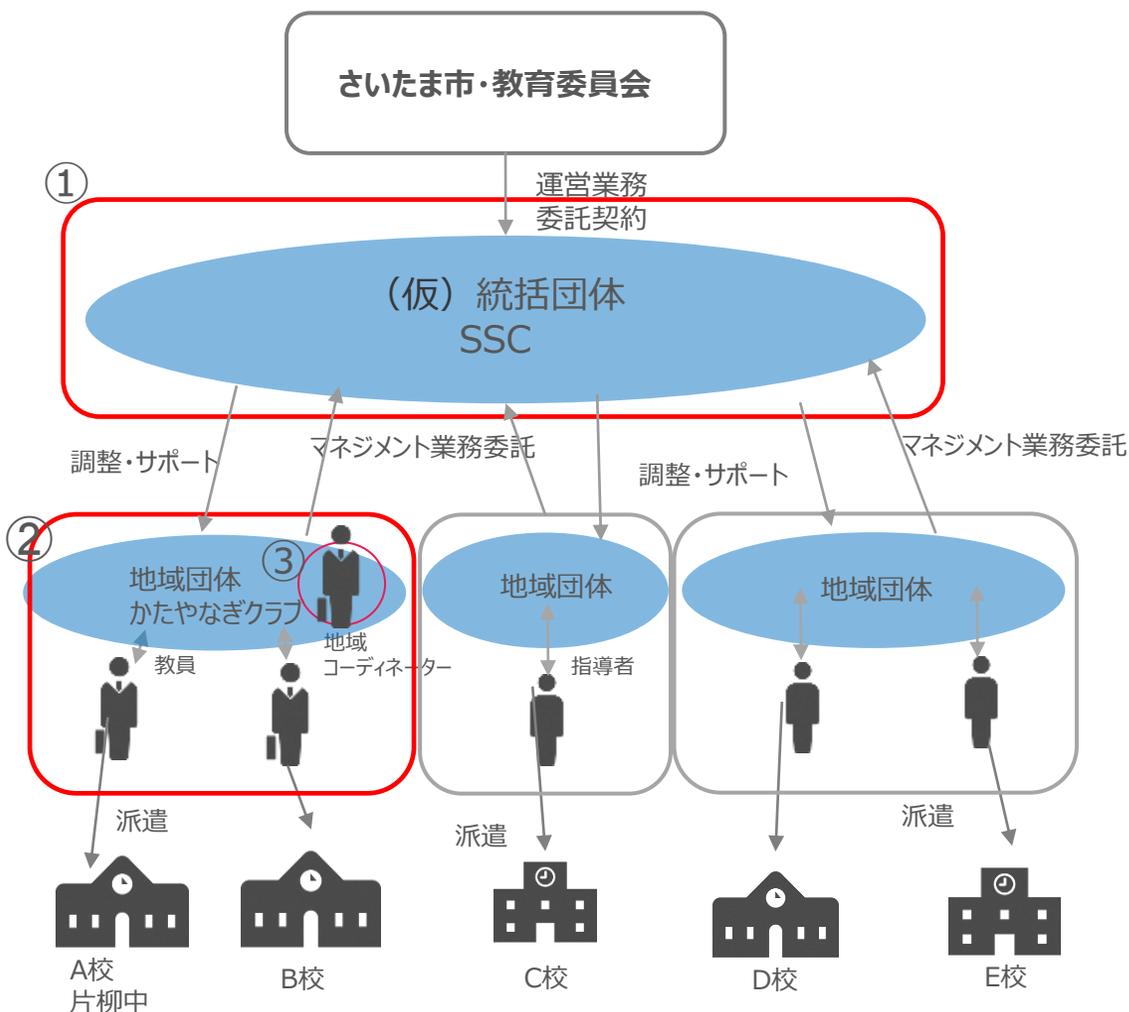
現状さいたま市立中学校全58校を一括管理できる統括団体が存在しないため、統括団体運営パターンを3種類（A～C）検討。
本実証では、パターンCの統括団体の下により学校に近い地域団体を立ち上げ、地域団体から指導者派遣を行うモデルについて検証した。



1. 目指す地域移行の姿

a. 目指す姿

本実証事業では、SSCが、「（仮）統括団体」として、「統括・地域団体づくりのノウハウの蓄積」を行いながら、「地域団体：かたやなぎクラブ」を立ち上げ、実際に運営しながら当該モデルがさいたま市における実装可能性について検証した。



①「統括団体」（さいたま市の地域におけるスポーツ・文化芸術活動を統括し、主体的に管理・運営を担う団体）

- 市からの委託等に基づき、**地域部活動への移行を推進する主体**。地域団体の組成から地域団体ごとの様々な意見を集約し、サポートを実施する。本実証事業ではSSCが（仮）統括団体として「統括団体・地域団体づくりのノウハウ蓄積」を実施。

②「地域団体」（地域ごとにクラブを運営する実行部隊）

- 地域におけるクラブ運営、指導者の登録及び学校への派遣を実施する**。本実証事業では、任意団体として「地域団体：かたやなぎクラブ」を立ち上げ、実際の運営を行い課題やニーズについての検討を実施。

③「地域コーディネーター」（地域団体をまとめる事務局長）

- 地域団体の中で統括団体や学校、指導者、保護者等との調整や、実務的な事務を行う者**。本実証では実際に事務を実施しながら業務内容を整理するとともに、コーディネーター人材イメージの整理（人材発掘の可能性）、必要なスキルの研修プログラム作成（コーディネーターの基準）等を実施。

1. 目指す地域移行の姿

b. 各ステークホルダーの役割

さいたま市 / さいたま市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市における新たな子どものスポーツ・文化環境の構築 (ビジョン・ロードマップの作成し、ステークホルダーをまとめる) ①全市的な推進体制及び庁内の推進体制づくり ②学校での実例づくり (統括団体による実際の運営実証)
統括団体	<ul style="list-style-type: none"> 全市的なとりまとめ、整合を図る団体 ①「地域団体」の全体管理 (地域団体間の連携、調整) ②「地域団体」づくりのノウハウの蓄積、提供 ③地域団体が自走可能となるようなサポート・認定 ④指導員の募集や研修、指導者同士の情報共有など ⑤市との契約・調整 ⑥収益を上げる派生事業の企画 ⑦企業等からの寄付・協賛の受付・企画 ⑧その他「地域団体」が必要とする支援
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとにクラブを運営する実行部隊 ①地域単位での指導者の登録・派遣・報酬の支払い等を行う。 ②地域団体ごとに地域と学校を結ぶ「地域コーディネーター」を置く。 ③統括団体との連絡調整 ④入会説明会の実施 ⑤兼職兼業許可のリスト作成→統括団体へ ⑥保険加入リスト作成→統括団体へ ⑥指導者・地域コーディネーター勤務状況報告→統括団体へ
地域コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体をまとめる事務局長 ①学校・指導者の間に立ち、活動日・場所等の調整 ②統括団体との調整 (補助金の申請・指導者手配・兼職兼業リスト作成・保険加入リスト作成等) ③参加者 (生徒・保護者等) との調整 (会費の徴収・クラブの説明責任 (トラブル対応)) ④地域団体安全管理・指導者派遣の管理
企業	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行推進パートナー (仮) 部活動地域移行に必要な「財源」、「人材」、「場所」等の資源を地域ぐるみで捻出し、企業の存在目的・理由にまで落とし込んだ協力関係づくりを推進
生徒・学校	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行という困難な状況変化の中でもすぐに立ち直り、既存の部活という概念からのマインドチェンジ ①子どもたちが地域の中で自分の興味に応じてスポーツや文化活動を楽しむ ②提供されるサービス活動内容に納得して受益者負担を支払う

統括団体・地域団体の役割分担と今年度実証の違い

実証当初検討していた役割分担。今年度は地域団体が立ち上げていないため、統括団体が地域団体の役割を担いながら実証を行った。

	今年度の実証		次年度以降	
	統括団体	地域団体	統括団体	地域団体
指導者登録・派遣	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の登録・派遣 規約等の整理 業務委託契約の締結 指導者スポーツ安全保険加入 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターによる指導者との調整 業務委託契約書の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者研修プログラムの実施 適性検査 指導者バンク 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の登録・派遣 兼職兼業教員のリスト作成 指導者と業務委託契約の締結
指導者報酬支払	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間に応じた報酬額の計算 報酬支払までのロジ周りの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者から勤務状況報告の集計 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体への活動資金の配当 地域団体の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬支払事務 指導時間集計、交通費の精算 経理事務（報告作成） 統括団体へ活動資金の申請
地域団体への登録 生徒・保護者からの集金 企業からの寄付等 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> 登録フォームの整理 スポーツ安全保険の登録 集金事務企画（PayPay）問い合わせ代行 企業向けアンケートの作成 学校施設利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と協力した説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ安全保険の登録 企業からの協賛・寄付の受付 学校施設利活用（自主事業）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体参加説明会 & 登録 集金事務の実施（paypay等） スポーツ安全保険加入者のリスト化 学校施設利活用（自主事業）の検討
市との調整 学校との調整	<ul style="list-style-type: none"> 兼職兼業リストの集計と送付 教員の地域団体での勤務時間の集計結果送付 低所得世帯リストの受け取り 市担当者会議での実証報告 	<ul style="list-style-type: none"> 学校側と施設利用の調整 スケジュールの作成 市担当者会議への出席 任意団体「かたやなぎクラブ」設立準備 	<ul style="list-style-type: none"> 兼職兼業リストの集計と送付 教員の地域団体での勤務時間の集計結果送付 低所得世帯のリスト受け取り 市委託金等の受け取り 市担当者会議での報告 	<ul style="list-style-type: none"> 学校側と施設利用の調整 年間スケジュールの作成 兼職兼業リストの作成
保護者との調整 その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターの育成プログラムの検討 事業実施PR 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者への説明責任 クレーム対応 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーター育成プログラムの実施 事業実施PR 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者への説明責任 クレーム対応

2. 本実証で実証する課題とそのポイント

昨年度FSから確認された課題

収益性の確保

効果的・効率的な運営

部活動の在り方

「部活動の地域移行」を、学校側や保護者等が、「自分ごと」として捉えることができていない

⇒ 「新たな体制づくり」への学校の理解が深まっていない
地域移行には受益者負担の限度額を超えた費用が発生する 等

収益性の確保

- 市場が確立されていない
 - サービスの許容金額と提供金額の乖離
 - 慣習（無償サービス）の定着
- 協賛金等のみでは、独立採算での対応は不可
- 貧困家庭への支援の検討
- 学校体育施設の利活用

効果的・効率的な運営

- 地域移行受け皿の仕組みづくり
- 指導者の質・量の確保
 - 指導者の派遣形態、報酬の支払い方法
 - 教職員の兼職・兼業
 - 煩雑な事務手続き

部活動の在り方

- 教育的意義
 - 部活動の価値の定量化

今年度FSで実施したポイント

ポイント1（メインテーマ）

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、「地域団体」の運営体制を整える

- 地域の事情に合わせた「地域団体」が立ち上がることで、**学校や保護者等がイメージしやすく、スピーディな体制構築が可能**
- 生徒数や部活動数の減少といった地域的な課題もある地域、学校の意見も踏まえた「受け皿モデル」であり、速やかな実証が可能
- 全国どここの地域でも横展開可能なモデル**を作る

ポイント2（サブテーマ：メインテーマをバックアップ）

「地域団体」の実務を担当する地域コーディネーターの育成

- 「地域団体」の中で実務を担当する地域コーディネーターの育成が急務。
- 業務内容の可視化から、地域コーディネーターの理想像の構築まで行い、人材育成に必要なプログラムを検討した。

ポイント3（サブテーマ：メインテーマをバックアップ）

指導者・管理者（地域コーディネーター）の確保

- 「地域団体」に登録する、指導者・管理者の確保も必要。**現状、教職員の協力なしではクラブの必要指導者数が確保できない**。そのため、関係各所と調整し兼職兼業の手続きを実施した上で、次年度以降スムーズに申請できるようフローを作成した。

ポイント4（サブテーマ：メインテーマをバックアップ）

事業性(≒自走可能性)の確立

- 子どもたちに**持続可能なスポーツ・文化環境**を整えていくためには、受益者負担のほかにも様々な収益源を確保していく必要がある。そのため、企業からの協力を取り付けるためにニーズの調査や、学校施設の有効活用により収益が得られないか検討した。

3. 実証内容とその成果

a.実証の概要

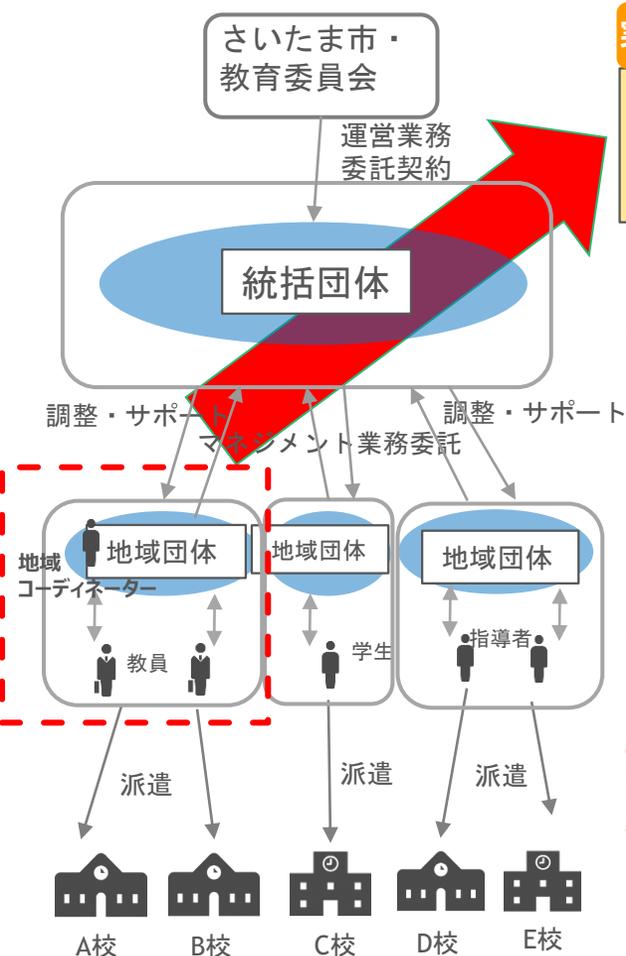
実証期間の主な取組

	1 「地域団体」運営体制の構築	2 地域コーディネーターの育成	3 指導者・管理者の確保	4 事業性（≒自立可能性）の確立
10月	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体立ち上げ準備 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの業務内容の整理（必要なスキル等） 	<ul style="list-style-type: none"> 兼職兼業許可の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けアンケートの設計
11月	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体規約・支払い方法（PayPay）・登録脱退フォームの整備 かたやなぎクラブ実証スタート 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター人材イメージの整理（人材発掘の可能性） 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションツールの整理 勤務状況報告の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の民活化事例調査の設計
12月	<ul style="list-style-type: none"> PayPay支払い実証 報酬支払事務 	<ul style="list-style-type: none"> 必要なスキルの研修プログラム作成（コーディネーターの基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者・管理者の確保、運営方法について課題抽出 	<ul style="list-style-type: none"> さいたま商工会議所へアンケート調査の依頼
1月	<ul style="list-style-type: none"> 部活動地域移行先進自治体の視察（うるま市等） かたやなぎクラブ実証終了 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの目指す姿の整理（キャリアプラン） 	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決策について議論 	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けアンケートを商工会議所会報へ封入
2月	<ul style="list-style-type: none"> 実証報告作成 	<ul style="list-style-type: none"> 報告資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 実証報告作成 	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けアンケート実施 学校体育施設の民活化事例調査報告

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築



実証ポイント1 (メインテーマ)

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、「地域団体」の運営体制を整える

- ・ 統括団体のみで市内全中学校全競技・クラブの需要を管理することは現状難しい。
- ・ そのため、地域の事情に合わせた「地域団体」が立ち上がることで、地域のスポーツ資源（場所・人材）の活用と既存の部活の良さを残しながら **学校や保護者等がイメージしやすく、スピーディな体制構築が可能。**
- ・ 生徒数や部活動数の減少といった地域的な課題もある地域、学校の意見も踏まえた「受け皿モデル」であり、速やかな実証が可能
- ・ **全国どここの地域でも横展開可能なモデル**を作る

→前述の「統括団体」と「地域団体」の役割分担により、このモデルが実装可能か右の取り組み内容のとおり、検証した。

<取組内容>

- ・ 地域団体（かたやなぎクラブ）の設立準備
 - A:クラブの規約作成
 - B:地域コーディネーターによる学校・指導者間の調整
 - C:兼職兼業職員の手続きフローの作成
 - D:クラブ登録フォームの作成
 - E:統括団体・地域団体の経費報告業務フローの作成
 - F:集金事務（PayPay・銀行振込）
 - G:保険加入手続き（スポーツ安全保険）
 - H:コミュニケーションツールの実証
 - I:指導者謝金支払い事務

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / A: クラブの規約作成

取組の目的

- 地域団体(本実証においてはかたやなぎクラブ)の活動を規定するため
- 新たな地域団体を組成するにあたり、団体を定義するもの（規約・ポリシー）が必要となるため。

取組の実施内容

- 実証における取組結果を踏まえた、他クラブの規約等を参考にしながら規約案を作成
 - 「チェーロススポーツクラブ」や「浦和スポーツクラブ」の規約等を参考に作成した。
- 「かたやなぎクラブ」については、3月中にクラブ設立総会を開催予定
- 総会での承認後、会費を徴収し土日の地域移行モデルを実践していく予定

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / A: クラブの規約作成

特に検討を要した点

< 免責事項に関して >

- 学校管理下においては、学校側の責任問題が重くのしかかった課題である。そのため、規約に免責事項としてどこまで謳うか議論を要した。
- 結果的に他のスポーツクラブ同様の免責事項を規約に盛り込むことにした。

< スポーツ安全保険加入に関して >

- 学校管理外の活動では日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が使えないためスポーツ安全保険への加入を必須とするか議論を要した。
- 結果的にスポーツ安全保険加入を必須とし、加入しない場合は活動を認めないこととした。

規約作成時の課題と施策

- 今回作成した規定は地域団体「かたやなぎクラブ」の設立を主目的としたものであるが、次年度以降、他の地域団体立ち上げの際にも参考になるよう、汎用性のある規約とした。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

【かたやなぎクラブ規則案抜粋】

かたやなぎクラブ規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、かたやなぎクラブ（以下、「本クラブ」という。）と称する。

（所在地）

第2条 本クラブの事務局をさいたま市立片柳中学校（以下、「片柳中」という。）に置く。

（目的）

第3条 本クラブは、地域と密着したクラブ活動を通して、子どもたちの心身の健全な育成を目的とする。

（事業）

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）片柳中を中心に、土日祝日のクラブ活動の実施
- （2）各種大会、スポーツや文化的イベントへの参加
- （3）その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 組織

（クラブの構成）

第5条 クラブはクラブの目的に賛同する者（以下、「会員」という。）で組織する。

（役員）

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）事務局長 1名
- （4）書記 若干名
- （5）会計 若干名
- （6）会計監査 若干名
- （7）理事 若干名
- （8）顧問 若干名

（選任）

第7条 会長は、理事会の互選とする。

- 2 副会長、事務局長、書記、会計、会計監査は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- 3 本クラブの理事は、片柳中PTA（OB含む）、片柳中卒業生、片柳小・中学校運営協議会、片柳中

体育施設開放委員会、片柳地区青少年育成会、片柳地区体育振興会、片柳中教職員（OB含む）で構成する。

4 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（職務）

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- （1）会長は、本クラブを代表し、クラブ運営全体の統括をする。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- （3）事務局長は、本クラブの事務を統括する。
- （4）書記は、本クラブの事務を処理し、事務局長を補佐する。
- （5）会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- （6）理事は、本クラブの会務を処理する。
- （7）会計監査は、本クラブの会計事務を監査する。
- （8）顧問は、本クラブの渉外を統括する。

（任期）

第9条 役員及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員及び顧問の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員及び顧問は任期満了の場合においても、後任者が決まるまでは、その職務を行う。

（総会）

第10条 本クラブの総会は、毎年1回開催し、次の事項を決議又は承認する。

- （1）事業報告、決算に関すること。
 - （2）事業計画、予算に関すること。
 - （3）役員を選出に関すること。
 - （4）規約の改正に関すること。
 - （5）その他、本クラブに関して重要な事項。
- 2 総会は、会長が召集し、議長となる。
 - 3 総会は、会員の1/2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。
 - 4 総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 5 本規約の改正は、出席者の2/3以上の同意を必要とする。

（理事会）

第11条 理事会は、年複数回開催し、次の事項を協議し決定する機関とする。

- （1）事業、予算の執行に関すること。
- （2）事業報告書、決算報告書の作成に関すること。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／B:地域コーディネーターによる学校・指導者間の調整

取組の目的

- 地域団体内に配置する地域コーディネーターの役割の具体化と実現可能性の検証のため。

取組の実施内容

- 活動場所、日程調整及び施設管理者（学校等）との調整
 - 本実証では、学校の仕組みを理解している地域コーディネーター（元教員・管理職経験あり）が調整にあたったため、比較的スムーズに実施できた。
 - 学校の紙文化が根付いており、（指導者たちにとっては）ICTツールを使った連絡手段よりも紙を使った連絡の方がスムーズ。本実証では、地域コーディネーターからメールで各指導者に周知後、回答が遅れた指導者たちに対し改めて聞き取りを行い、紙による回答をしてもらった。
- 指導者から勤務状況報告の集計
 - シニア層の指導者を中心に用意した集計用Excelは使用せず、紙による報告となった。
 - 地域コーディネーターにから個別に聞き取りをしてもらい勤務状況を集計できた。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／B:地域コーディネーターによる学校・指導者間の調整

新たな課題

- 調整の効率化を考えるとICTツールによるコミュニケーションの推進が必要。
- しかし、学校の紙文化が根強く、指導者の意識改革の必要があった。

今後行っていきたいこと

- ICTツールを活用したコミュニケーション方法の導入。
- ICTツールへの忌避意識を軽減するため、指導者のICTツール導入研修等の実施。
- ただし、高齢指導者（アクティブシニア）を取り残さない方法を検討する必要がある＝使
いやすいまたは既に使っているICTツール（LINEなど）の活用
- 勤務状況報告については、勤務時間から報酬額・源泉徴収税額等が自動計算できる
ツール（Excelなど）を作成し、報酬支払事務の効率化を図る必要がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／C: 兼職兼業職員の手続きフローの作成

取組の目的

- 兼職兼業の手続きに関し、市では規定等通知で定められているものの、読み込むことにハードルを感じてしまう教職員もいるため、簡素な手続きフローを作成することにより心理的ハードルを下げることを目的とした。

取組の実施内容

- 兼職兼業手続き関係について「見える化」のため、手続きフローを作成
 - フローの作成及び手続については、さいたま市教育委員会所管課と調整

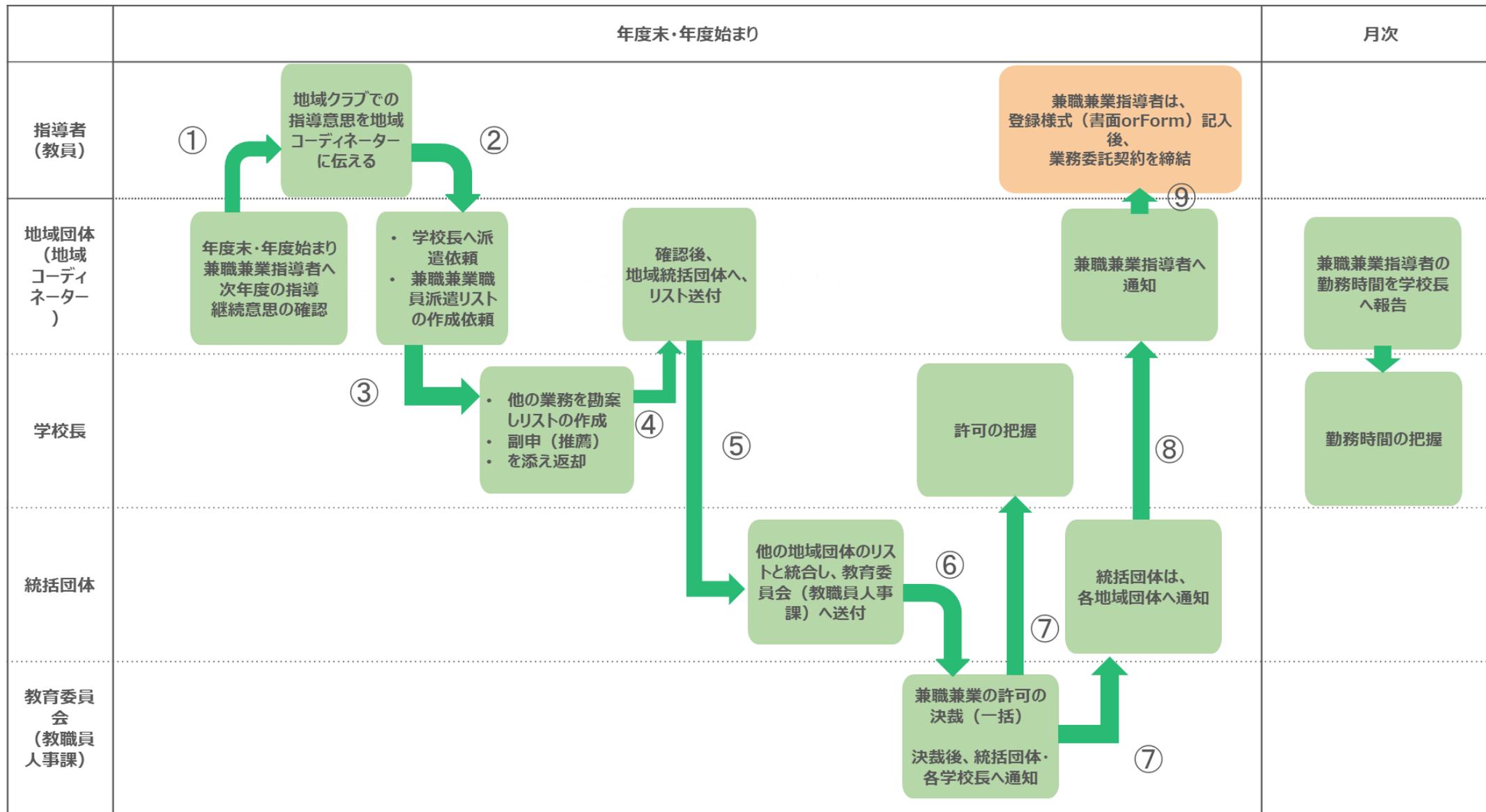
新たな課題：兼業先（地域団体）から学校に対し、兼職の依頼が必要か？

今後行っていきたいこと：文科省・スポーツ庁・文化庁より発出されたガイドラインと整合性を検証

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

【前頁のつづき。C: 兼職兼業職員の手続きフロー】



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／D:クラブ登録フォームの作成

取組の目的

- 生徒・保護者向けに「かたやなぎクラブ」での実証事業の周知と参加登録を行うことにより、地域移行への理解と保険加入を進め、集計の簡素化を目指すため。

取組の実施内容

- 参加申込用の登録用フォームを作成し、周知チラシにQRコードを記載した。
- 周知チラシを「かたやなぎクラブ」対象クラブに配布した。

結果

- 生徒の多くは登録フォームから回答があった。回答が難しかったなどの声はなかった。
- 一部、回答がない生徒もいた（後からPayPayの支払い確認により加入していることが分かった。）
- チラシを保護者に見せていない生徒がいる可能性がある。

令和4年11月2日

保護者様

片柳中学校 校長 加藤 明良
かたやなぎクラブ会長 佐々木雅治

かたやなぎクラブ入会についてのお知らせ

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、報道等にもありますが、中学校部活動について、スポーツ庁・文化庁の検討会議から地域移行にかかる提言が発表され、さいたま市でもその検討が進められています。
本校でも、生徒がやりたい部活動を継続できる環境づくりや、より専門的指導を受けられる環境づくりを目的として、地域の方々にご協力をいただき、部活動を担う組織として「かたやなぎクラブ」を組織することを計画しております。この度、経済産業省「未来の教室実証事業（部活動地域移行の受け皿モデル創出に向けた実証）」を担う一般社団法人さいたまスポーツコミッションと連携し、その事業モデル校として3か月の実証事業に取り組むこととなりました。この事業では3か月間土日の活動は「かなやなぎクラブ」の活動とし、地域移行における様々な課題を検討していく予定です。平日は学校の部活動、土日は地域クラブ活動の活動となります。土日の活動を希望されない方は入会する必要はありません。
生徒・保護者におかれましては、下記かたやなぎクラブへの入会について、ご検討いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

- 活動日：令和4年11月～令和5年1月の休日の部活動実施日（実証期間）
- 活動場所：片柳中学校内
- 会費：月額500円（※令和5年1月まで）
 - 部活動の環境の確保、指導者の確保、保険等の手配のための費用となります。
 - 専門家による指導など、よりレベルの高い活動の機会を提供します。
 - 費用は実証期間中の費用となります。
- 実証期間中はPayPayを利用して集金を行います。
入会しない場合も、平日の活動や休日の大会や練習試合等には引き続き参加いただけます。
- その他：入会方法 右記QRコードより休日活動参加申込書を提出
入会手続きに関する問い合わせ 一般社団法人 さいたまスポーツ
コミッション support@saitamasc.jp
クラブ活動の詳細については片柳中各顧問までお問い合わせください。



【かたやなぎクラブ入会案内】¹⁷

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／D:クラブ登録フォームの作成

課題

- 事務処理の簡素化を目的に、Google formでの登録を依頼したが、登録がない生徒はスポーツ安全保険に未加入であるため、活動中の怪我などに対し保険適用ができなくなる。
- 実証期間中においては規約等が未整備の状態であったが、今後の実施にあたっては、きちんと保護者にも規約に同意してもらったうえで加入を進める必要がある。
- 今年度はクラブ加入申し込みと会費支払いを2回に分けて実施したが、次年度以降は1回で実施した方がクラブ側・加入者側双方の負担減につながる。

今後行っていきたいこと

- 地域コーディネーターやクラブ顧問が説明責任を果たし、登録した生徒のみがクラブ参加できるようにすること。
- 登録がない生徒の家庭状況をきちんと把握し、適切に運用をすること。

質問 回答 62 設定



休日部活動参加申込書

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
この度片柳中学校は、経済産業省「未来の教室実証事業（部活動地域移行の受け皿モデル創出に向けた実証）」のモデル校に指定されました。
実証期間中、休日の部活動の地域移行化に伴う受け皿となる組織体制・制度等を構築する予定です。
この実証結果もとに、今後日本全国の地域部活動へ波及させるべく、検証を行ってまいります。
つきましては、保護者様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。
※平日の部活動につきましてはこれまでどおり教職員による指導を行います。

開催日: 2022年11月～2023年1月末日（予定）
開催地: 片柳中学校
実証内容: 地域部活動実施団体（片柳クラブ）の創設準備、兼職兼業許可による指導者派遣、専門的指導者の派遣
活動参加費用: 500円/月（PayPay払い）

お問い合わせ: 未来のブカツ実証事業さいたま市仮統括団体（一般社団法人さいたまスポーツコミッション内） support@saitamasc.jp

生徒氏名（姓と名にスペースを入れてください） 記述式

【google formによるクラブ登録申請¹⁸】

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／E:統括団体・地域団体の経費報告業務フローの作成

取組の目的

- 指導者・地域コーディネーターに経費報告の手続きの内容を簡素に伝えるため。

取組の実施内容

- 手続きフローの作成
 - 今年度の実証用にフローを作成した。

新たな課題

- 地域団体では後述の課題（報酬支払事務・源泉税額計算・マイナンバー情報収集など）があるため、本実証における経費精算は統括団体等で行うこととした。

今後行っていきたいこと

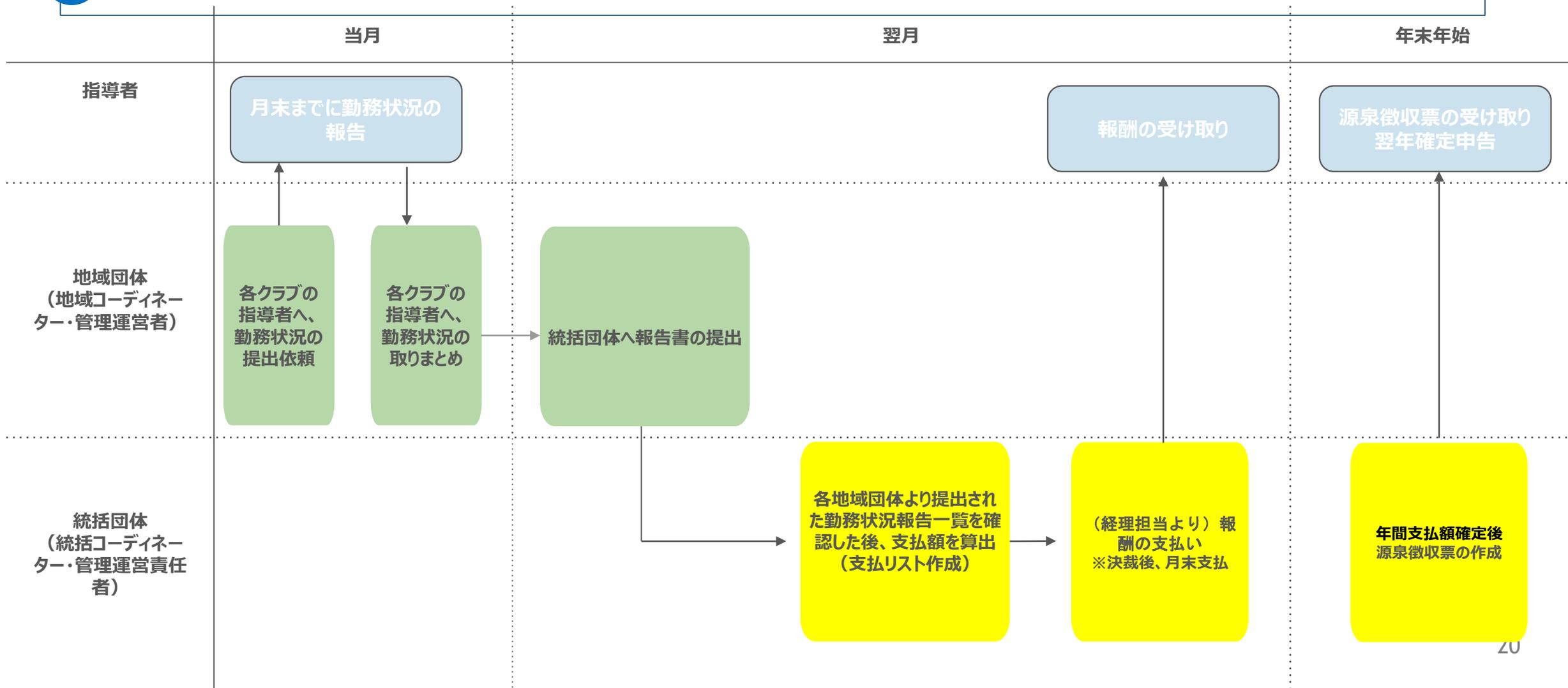
- 今年度作成フローを次年度地域団体の横展開に活用する。

3. 実証内容とその成果

【E: 統括団体・地域団体の経費報告業務フロー】

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／E: 統括団体・地域団体の経費報告業務フローの作成



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / F: 集金事務 (PayPay・銀行振込)

実証目的

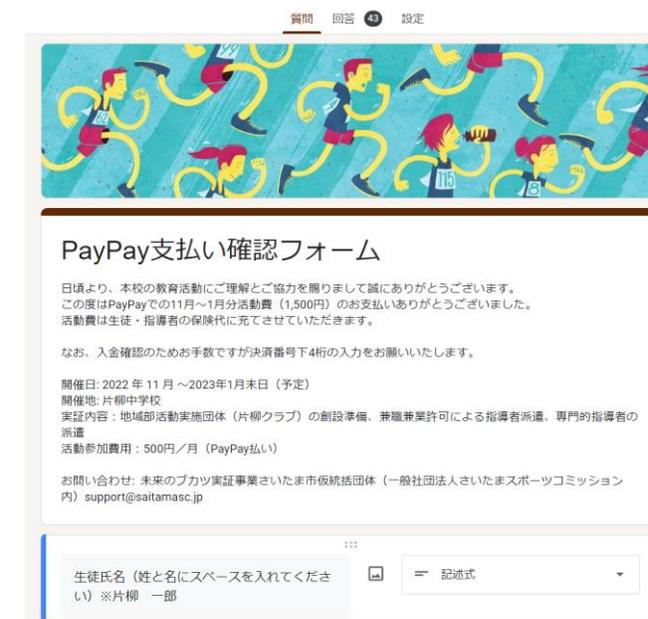
- 集金事務の簡素化。現金ではなく、電子マネーによる集金により集金事務の簡素化を図るため
- 同時に保護者等からの反応についても確認する。

実施した内容 (運用)

- クラブの種目ごとに送金用QRコードを作成し、集金用のチラシを配布。支払い確認のため、取引コードの下4桁を登録フォームから回答してもらった。
- 原則電子マネー (本実証ではPayPayを使用) によるしほらいとしたが、どうしても使用できない場合に備え、銀行振込の選択肢も準備した。
- 保護・準用保護世帯に関しては指導者・顧問から会費の支払いはしなくていい旨の案内を実施した。



【PayPay支払い画面】



PayPay支払い確認フォーム

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／F:集金事務（PayPay・銀行振込）

苦労した点

- PayPayにおいては、個人（保護者）から企業（本実証ではSSC）間の取引となり、取引履歴が追えないことが分かった。
- そのため、取引コードの確認（前頁参照）による運用でカバーした。

結果

- 約半数以上の世帯が電子マネーでの決済を選んだ。(52件)
- 銀行口座への振込は40件（男女バスケット部32人を含む）
- 現金でないと支払えないという声はなかった。

【電子マネーを使うメリット】

- ユーザーが間違えて入金してしまった場合でも簡単に返金処理が可能。その際に手数料はかからず、返済手続きがスムーズ
- 支払いにあたり手数料は発生しない。
- CSVで支払い状況を一括で管理できるため集計作業が容易

取引日時	取引先	金額	決済状況	操作
2022年12月31日				
2022年12月30日				
11:29	片柳中学校 テニス部	1,500円	成功済	返金する
2022年12月27日				
17:32	片柳中学校 男女卓球部	1,500円	成功済	返金する
10:50	片柳中学校 男女バドミントン部	1,500円	成功済	返金する
2022年12月26日				
19:51	片柳中学校 男女卓球部	1,500円	成功済	返金する
04:18	片柳中学校 投上部	1,500円	成功済	返金する
2022年12月25日				
21:57	片柳中学校 男女バドミントン部	1,500円	成功済	返金する
13:27	片柳中学校 テニス部	1,500円	成功済	返金する
08:12	片柳中学校 テニス部	1,500円	成功済	返金する
2022年12月24日				
17:06	片柳中学校 男女卓球部	1,500円	成功済	返金する
11:03	片柳中学校 男女卓球部	1,500円	成功済	返金する

【PayPay管理画面】

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / F: 集金事務 (PayPay・銀行振込)

新たな課題

- 支払い履歴の突合を別途しなければいけないため、事業者側の負担は大きい。
- 月謝として徴収する場合、支払いごとにアプリの操作が必要。
- **1.98%の決済利用料 + 税**がかかる。

例) 月1,500円の会費の場合: 29.7円 (決済利用料) + 2.97円 (税) が引かれた1,467円振込
決済の額が大きくなった際に負担額が大きくなる。

例) さいたま市全体 (中学1・2年生21,000人) : 1,500円 (月) × 12か月 × 21,000人 = 3.78億円
 $3.78\text{億円} \times 1.98\% = 7,484,400\text{円}$ (利用手数料) 、 $7,484,400\text{円} \times 10\% = 748,440\text{円}$ (税)
 $7,484,400\text{円} + 748,440\text{円}$ (税) = **8,232,840円の負担**となる。

- PayPayの事業所になるためには、法人格が必要。任意団体では不可

今後行っていきたいこと

- 支払い回数の検討 半期に1回や年額を一括納付の選択制の検討
- PayPayや口座振込等の選択肢の継続
- PayPay以外の電子マネーの利用可能性について調査
- PayPay社と負担額の交渉・寄付等の可能性について調査

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / G: 保険加入手続き（スポーツ安全保険）

取組の目的

- 学校管理下外の活動は学校管理下において適用されていた日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されないことから、無保険状態での活動を避けるため、スポーツ安全保険等への加入を実施。

取組の実施内容

- 保険加入手続き（スポーツ安全保険）
 - 生徒・指導者のクラブ登録情報に基づき、加入手続きを実施
 - 加入申し込み期間を過ぎた後も登録フォームへの回答があったため、その都度保険加入の手続きをする必要があった。（その都度手数料が発生）

結果

- クラブ登録を失念している生徒がいたため、保険に加入しないまま活動した生徒がいた。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築 / G: 保険加入手続き（スポーツ安全保険）

新たな課題

- 入会期限内に申し込みがない場合、無保険の状態では活動させることは生徒の安全管理に関わるため原則として活動を認められない。
- 地域コーディネーターもしくは各クラブ指導者による加入状況の確認が必要である。

今後行っていきたいと考えていること

- 加入漏れを防ぐためのチェックシート（foamなど）の作成

3. 実証内容とその成果

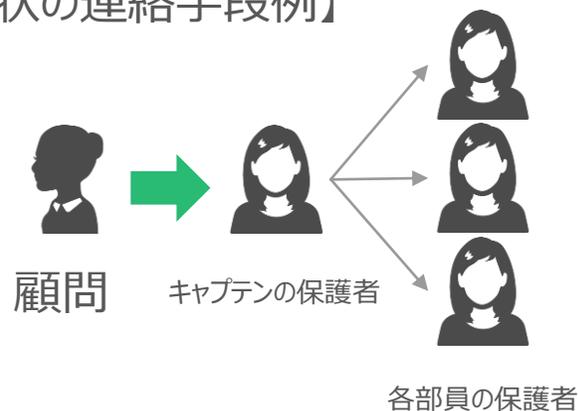
b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／H:コミュニケーションツールの実証

取組の目的

- 現状の学校管理下における指導者と生徒・保護者とのコミュニケーション（急な連絡等）においては様々な制約があることが分かった。
- そのため、地域団体や指導者からのコミュニケーション方法を円滑にするため、ICTツール等を活用した新たなコミュニケーションツールの導入可能性について検討した。

【現状の連絡手段例】



顧問へのヒアリング

一昔前まではオフィシャルで連絡網があったが、現在は顧問の電話番号は教えない方がいいということになっている。それでも部のスケジュール連絡などを保護者に伝えなくてはいけないときなど、グレーゾーンではあるがキャプテンの保護者に連絡し、各部員の保護者に連絡を回してもらっている。顧問から各保護者へ一括連絡のツールなどがあれば…。LINEグループも微妙。休日など生徒から欠席の連絡なども顧問が直接受けず、生徒は友達に欠席の連絡を入れて顧問に伝達をするといった形を取っている。新しい一括連絡ツールなど試してみたいと思うが、何かあった時を考えると導入には消極的になってしまう。新しいツールなどが出た際は、各学校2名くらい説明会や研修会に出席させられて、その者から各学校内へ伝達をするというものが結構あるが、出席した者の負担が増えてしまうためfirstペンギンにはなりたくない。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／H:コミュニケーションツールの実証

取組の実施内容

- コミュニケーションツール（TeamHubなど）の紹介
 - 「かたやなぎクラブ」にてアプリ説明会を実施
 - 指導者→生徒・保護者への連絡調整に活用

部活動の運営上の悩み（例）



出欠確認が大変



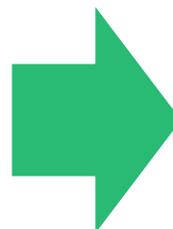
試合内容・結果の共有



写真・動画の共有

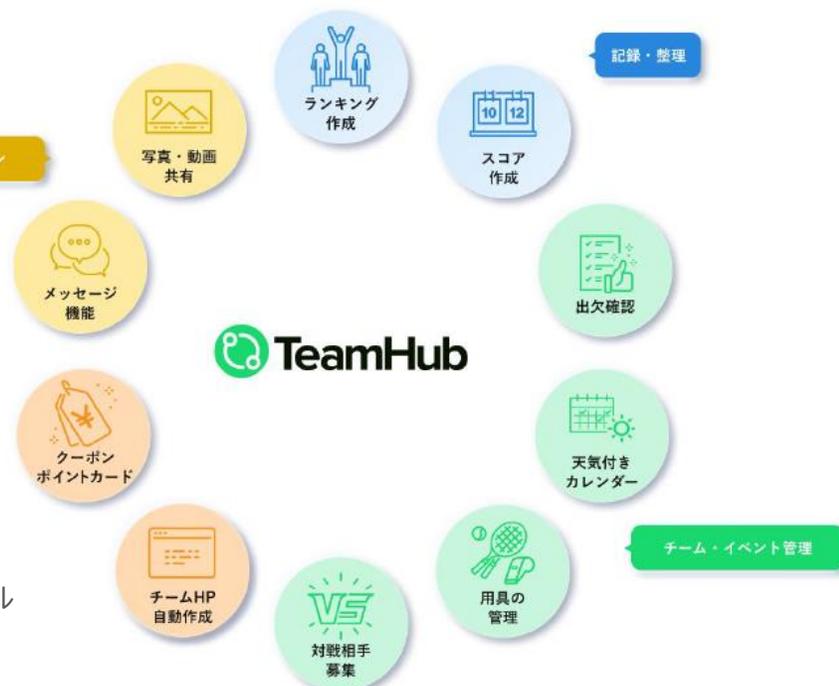


スケジュール連絡の見落とし



解決策としてコミュニケーションツール（TeamHub）の紹介

コミュニケーション



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／H:コミュニケーションツールの実証

結果

- TeamHubの使用方法についての説明会を実施し、数クラブで実際に利用を試みたが、長期的な利用にはつながらなかった。

理由（ヒアリング結果より）

- 現状の困りごと・ニーズのアンマッチ（休む連絡等は直接顧問に伝えてもらいたいなど）
- サービスが充実しすぎている＝シンプルに連絡手段だけでいい
- （生徒）学校に携帯の持ち込みNG。タブレット端末も自由に使えるわけではない。

分析

- 便利さは理解できるが、ICTツールを十分に使いこなせる指導者がいなかった。
- ICTツールを使い慣れないと思いがけない失敗などがあるのでは？と二の足を踏んでしまう。
- 兼職兼業の教職員は、地域団体での活動とは言え、学校の活動に影響があると考えている可能性がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／H:コミュニケーションツールの実証

新たな課題

- クラブ指導者側とのニーズのアンマッチが見られた。
- 新しいコミュニケーションツールの使用に精神的ハードルが確認できた。

今後行っていきたいこと

- 実際に困っていることや課題を抱えているクラブ・指導者から導入を進めていく必要がある。
- 指導者（特に兼職兼業の教職員）には心理的安全性（地域団体での問題は直接学校での評価に直結しないなど）を確保・提供する必要がある。
- 成功事例の横展開を図る施策を検討する必要がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／I: 指導者謝金支払い事務

取組の目的

- 地域団体での謝金支払い事務の実現可能性を検討するため、（仮）統括団体（SSC）にて謝金支払い事務を実施する。

取組の実施内容

- 謝金支払い事務の実施
 - 指導者・地域コーディネーターとの契約に関する事務
 - 契約書・マイナンバー授受
 - 勤務状況報告に基づく報酬額の算出
 - 月ごとの報酬の支払い
 - 源泉徴収事務

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 「地域団体」運営体制の構築／I: 指導者謝金支払い事務

結果

- 当初は、地域団体において謝金支払い事務を実施する予定であった。
- 想定以上にハードルが高く（下記参照）、地域団体において事務を行うよりも、統括団体や外部委託などにより、一括して実施する方が効率的であることが分かった。

感じたハードル

- ① 指導者と「業務委託」を締結した場合でも、（例え両者が合意していたとしても）税務署などにより雇用契約とみなされるケースがあることが分かった。
- ② 源泉徴収の計算や消費税の計算がかなりの負担である。
- ③ 税務署報告用にマイナンバーの徴取をしなければならないが、管理者の指定等が必要である。
- ④ 任意団体であっても、収益事業を行っているときみなされた場合、その収益事業の所得に対して法人税が課税される。

今後行っていきたいと考えていること

- 任意で構成される地域団体立ち上げの際には、収入関係は統括団体に統一する。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーター（運営管理者）の育成

実証ポイント2（サブテーマ）

「地域団体」の実務を担当する地域コーディネーターの育成

- 「地域団体」の中で実務を担当する地域コーディネーター（運営管理者）の育成が急務。
- 地域コーディネーターは「地域団体」の中で統括団体・学校・指導者・保護者との調整、実務的な事務を行う。
- 業務内容の可視化から、地域コーディネーターの理想像の構築まで行い、人材育成に必要なプログラムを検討した。

<取組内容>

- A: 地域コーディネーターの業務・役割の整理
- B: 地域コーディネーター人材イメージ
- C: 地域コーディネーター育成プログラムの検討

<統括団体が地域・学校単位の活動団体を支援するケースにおける地域コーディネーターの配置イメージ>

部活動地域移行を推進する組織

統括団体



統括コーディネーター
(運営管理責任者)

地域ごとにクラブを運営する実行部隊

地域団体



地域コーディネーター
(運営管理者)

総合型地域スポーツクラブ

民間事業者

スポーツチーム

文化芸術団体

地域の任意団体

登録・説明責任

契約・報酬の
支払い

調整・連絡



生徒・保護者



指導者



学校

調整・連絡
サポート

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／A:地域コーディネーターの業務・役割の整理

取組の目的

- 地域団体を中心的にとりまとめる地域コーディネーター（運営管理者）の業務・役割を明確化することで、理想像の明確化につなげる。

取組の実施内容

- 地域コーディネーター（運営管理者）の業務内容及び必要なスキルの整理
 - 地域団体開始前・準備
 - 地域団体開始後

大きく2つのフェーズに分けて整理を実施

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／A:地域コーディネーターの業務・役割の整理

① 地域団体開始前・準備		
業務	詳細	主な対象・関係者
対象学校・部活動の選定	事前調査（アンケート・ヒアリング）の実施・調整	教育委員会・学校・統括団体
開始前準備	地域団体・指導者の調整	統括団体・地域団体・指導者・人材バンク
	指導者調整（面談等）・兼職兼業職員リストの作成	指導者・学校・教育委員会
	保護者説明会の準備・実施	地域団体・学校・保護者
	鍵・備品管理などの調整	教育委員会・学校・地域団体
	年間活動スケジュール計画の作成	地域団体・学校・統括団体
	地域団体参加者リスト作成（保険加入リスト含む）	地域団体・統括団体
	活動施設スケジュール調整	地域団体・学校
	保護者対応（地域団体の補助）	地域団体

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／A:地域コーディネーターの業務・役割の整理

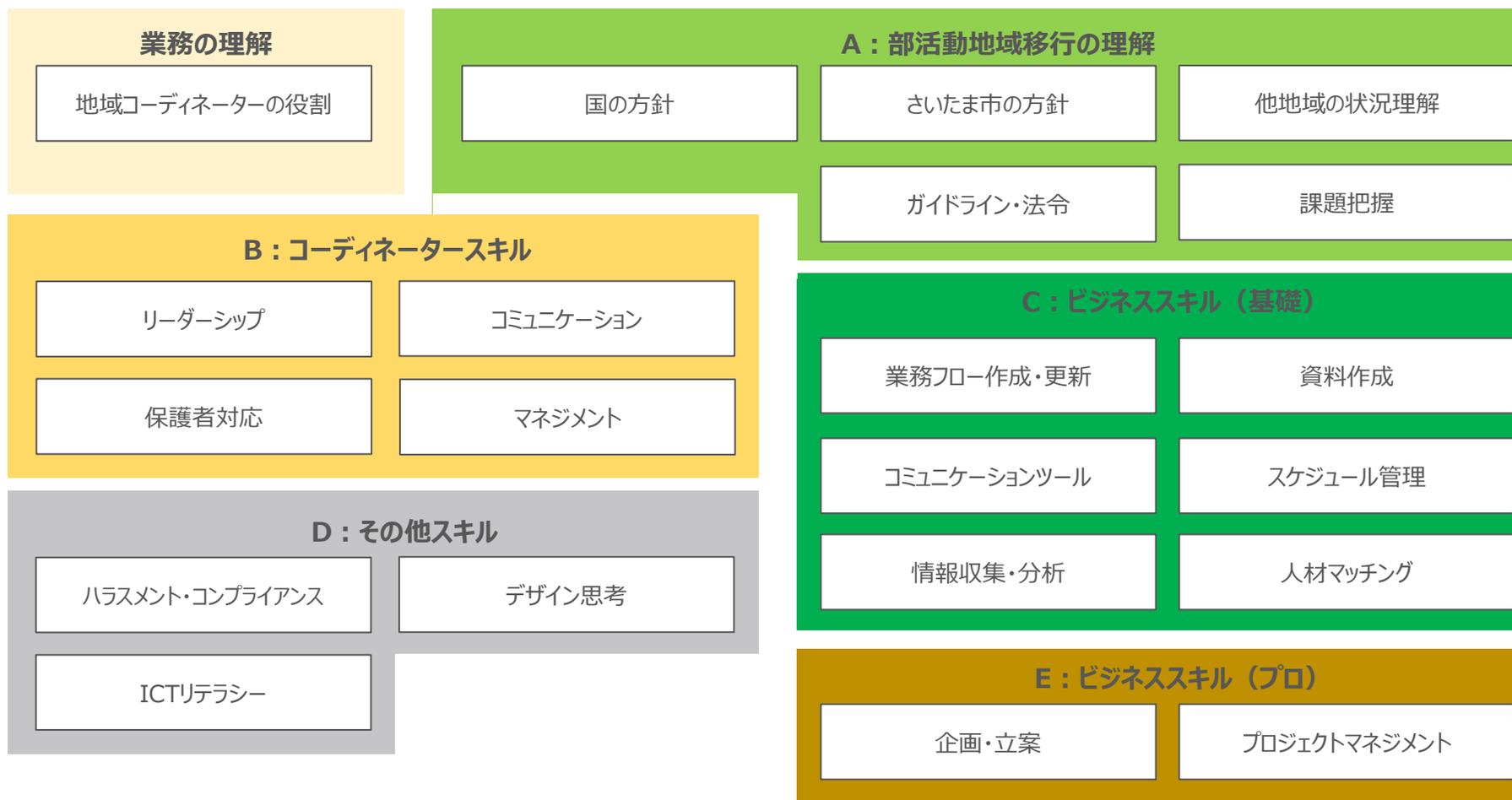
② 地域団体開始後		
業務	詳細	主な対象・関係者
活動報告	日報・月報の取りまとめ	統括団体・地域団体・学校
	事故・怪我報告と対応	統括団体・地域団体・学校・保護者
定期業務	指導チェック（指導者・安全管理・ハラスメント等）	地域団体
	関係者ヒアリング・面談	地域団体・学校
	勤務時間集計・経理業務 ※給与支払い等を担当する場合	統括団体・地域団体・学校・教育委員会
	活動スケジュール管理（進捗管理）	統括団体・地域団体・学校
不定期業務	各種緊急対応（事故・怪我・クレーム等）	統括団体・地域団体・保護者
	参加者リスト作成・更新（保険加入リスト含む）	統括団体・地域団体・保護者
	兼業兼職リスト作成	学校・地域団体・統括団体

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／A:地域コーディネーターの業務・役割の整理

● 地域コーディネーターに必要なスキルマップ



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成 / A: 地域コーディネーターの業務・役割の整理

結果

- 地域コーディネーターの業務・役割について可視化することができた。
- 地域コーディネーターに求める業務、多岐にわたることが分かった。
- 無報酬・ボランティアなどで実施できる業務の範疇からは越えていることから、**適正な報酬の支払いが必要**ではないか。
- 今回の実証では定期業務のみを行っていただいたが、週3～5時間の稼働が必要。その他の業務も行うとなるとより稼働が想定される。

新たな課題

- 多岐に渡る業務を効率的・効果的にこなすことができる人物はどのような人が適任か？
- 今後、平日の部活動の移行も進めていく際には、一般の社会人の勤務との両立は時間的に難しいのではないか。



現状で地域コーディネーターの業務を効率的・効果的にこなせる人物像のイメージを次ページで可視化する。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／B:地域コーディネーター人材イメージ

取組の目的

- 地域コーディネーターの業務・役割の可視化を行った結果を踏まえ、地域コーディネーターの人材イメージの仮説を構築するため。
- 候補となる人材の一般的なスキル（強み・弱み）を洗い出すことで、どのような研修プログラムを構築する必要があるか検討するため。

取組の実施内容

- 地域コーディネーターの人材イメージの仮説構築
 - 元教員・教員・・・学校の仕組みを理解し、子どもたちのよき理解者
 - 地域資源（PTA役員・総合型地域スポーツクラブ・少年団・文化芸術団体 等）
・・・学校・地域のスポーツ文化活動を支える存在
 - 民間事業者（民間のスポーツクラブ等の専門職員）
・・・質の高いスポーツ・文化環境を提供

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／B:地域コーディネーター人材イメージ

● 候補となる人材の比較

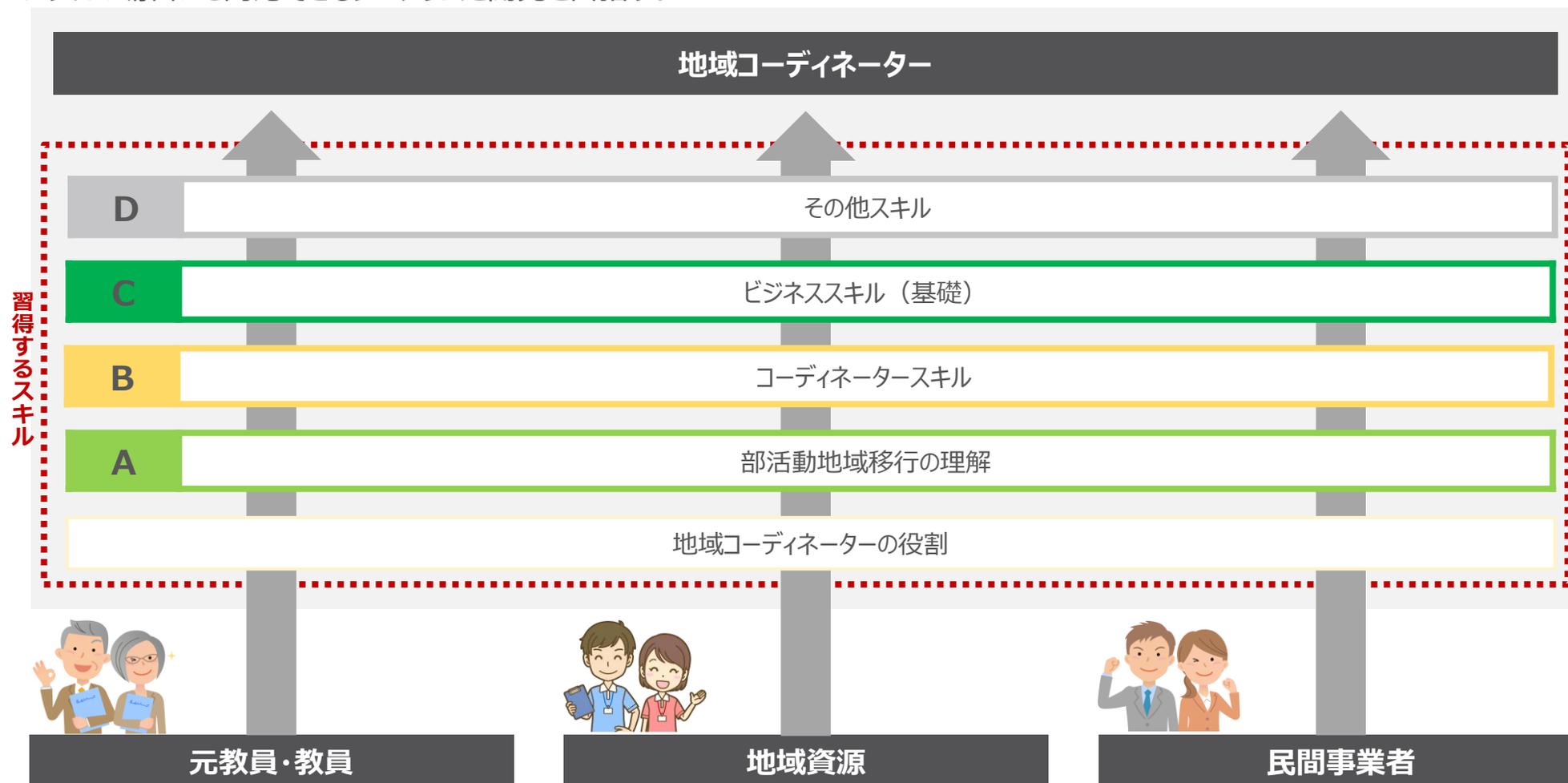
	 元教員・教員	 地域資源	 民間事業者（専門）
学校現場の把握・理解	○	△	△
保護者対応への慣れ	○	△	○
教育的観点	○	△	△
業務の専門性	△	△	○
PC・ICTツールへの対応	△	△	○
報酬が安価	○	△	×
部活動地域移行の理解度	△	△	○
事業・産業化の観点	×	△	○
候補となる人材数	○	○	△

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／B:地域コーディネーター人材イメージ

地域コーディネーターに必要なスキルの習得を行う研修プログラム構築を行う。対象者によって、研修内容の強度・レベルに差はあるが、いずれの場合にも対応できるプログラムを開発を目指す。



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／B:地域コーディネーター人材イメージ

結果

- 候補となる人材のスキルについて比較した結果、**現状の学校現場を深く把握する「元教員・教員」が第一候補となり得ることが分かった。**
- ただしコーディネーターとしての専門スキルや業務ツールへの対応、産業化等には懸念がある。
- 専門性と事業性の高い民間事業者を配置することも可能ではあるが、報酬面（財源）等についての課題がある。

新たな課題

- 市内でのニーズは様々で正解は1つではない。
- 地域団体の中身（強み）も選べることが重要
- 生徒たちがスポーツ・文化活動を主体的に学べる環境を整え、提供していくことが重要。
- これらのことを理解しながら、地域の受け皿を運営していく高い倫理観を持った人材を登用し育成していく必要性がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／C:地域コーディネーター育成プログラムの検討

取組の目的

- 地域コーディネーターの人材イメージについて整理した結果に基づき、育成プログラムの詳細（研修内容）について検討を行う。

取組の実施内容

- 地域コーディネーター育成プログラムの検討
 - 地域コーディネーターに求められるスキル（地域コーディネーター業務の理解・部活動地域移行の理解・コーディネータースキル・ビジネススキル・その他スキル）を体系化

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／C:地域コーディネーター育成プログラムの検討

● 地域コーディネーター育成プログラムの検討

スキル	詳細
業務の理解	
地域コーディネーターの役割	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市が求める地域コーディネーターについて
A：部活動地域移行の理解	
国の方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画・提言の把握 地域部活動推進の状況（背景・進捗・現状）
さいたま市の方針	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市の取組み背景及び現状
他地域の状況理解	<ul style="list-style-type: none"> 他地域の事例把握と調査
ガイドライン・法令	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動及び新たな地域団体活動の在り方等に関する総合的なガイドラインと関連法令等の理解
課題把握	<ul style="list-style-type: none"> 国、市、他地域の状況を踏まえたさいたま市の課題把握
B：コーディネータースキル	
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> グループワーク等による研修（既存研修への活用含む）
コミュニケーション	
保護者対応	
マネジメント	

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／C:地域コーディネーター育成プログラムの検討

スキル	詳細
C: ビジネススキル (基礎)	
業務フロー作成・更新	<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルの確認と見直し (必要に応じて作成) /OJT
資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 保護者説明会など業務に関わる資料作成/OJT
コミュニケーションツール	<ul style="list-style-type: none"> 業務使用ツールの理解/OJT
スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体運営の進捗管理/OJT
情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 市内・市外の各種調査等の集計及び分析/OJT
人材マッチング	<ul style="list-style-type: none"> ニーズにあった人材調整/OJT
<ul style="list-style-type: none"> 統括団体が指定する研修への参加 	
D: その他スキル	
コンプライアンス等	<ul style="list-style-type: none"> 指導者・地域団体の指導を行うための基準の把握 ※eラーニング活用
デザイン思考	<ul style="list-style-type: none"> デザイン思考基礎
ICTリテラシー	<ul style="list-style-type: none"> 業務使用ツールの理解
D: その他スキル	
企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の立案 (財源等の確包含む)
プロジェクトマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの育成 事業プロデュース

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／C:地域コーディネーター育成プログラムの検討

● 地域コーディネーターの目指す姿

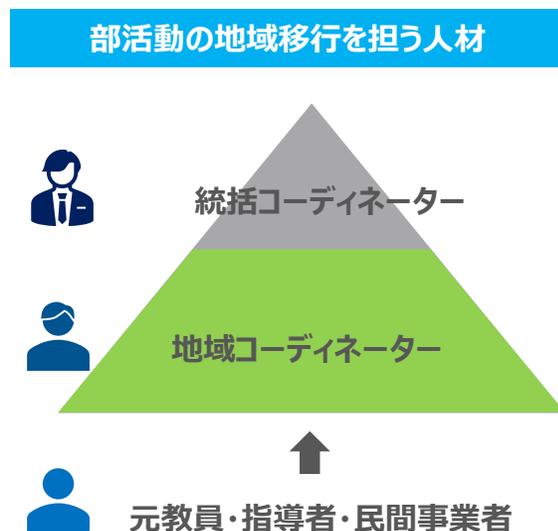
部活動地域移行は地域のスポーツ・文化環境整備・充実・発展の契機である。そのため、地域コーディネーターは部活動地域移行の推進だけでなく、スポーツ・文化活動による地域活性化を担う人材として育成を行う。

次年度以降にプログラムを実施する場合、対象者を短期的な連絡・調整役としてのコーディネーター配置を目的とせず、将来的に地域スポーツ・文化活動の発展を推進する人材の発掘・育成、地域のスポーツ・文化産業全体の底上げをすることを目的とすることを提案する。

〈スポーツ・文化活動による地域活性化を担う人材育成イメージ〉

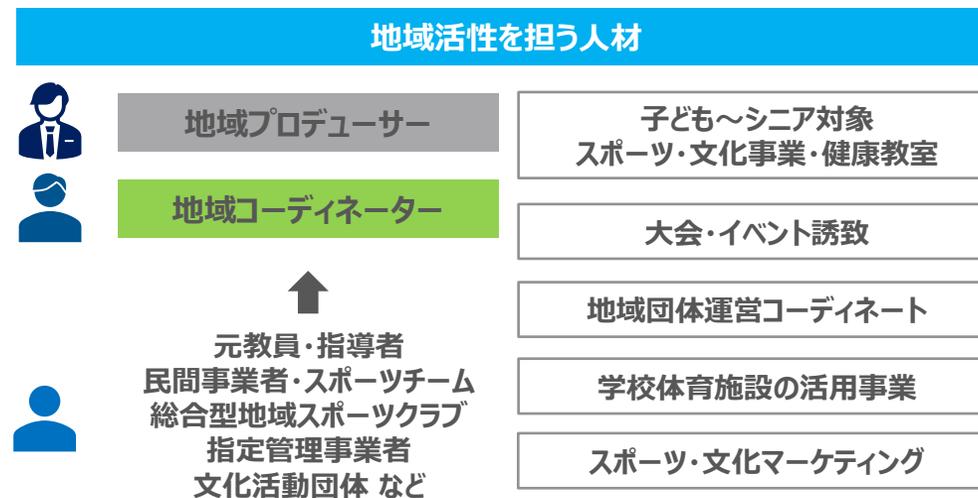
『地域コーディネーター』の育成

連絡・調整役



『スポーツ・文化活動による地域活性化を担う人材』の育成

スポーツ・文化事業プロデュース



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 地域コーディネーターの育成／C:地域コーディネーター育成プログラムの検討

結果

- 地域コーディネーター育成プログラムの骨子を作成した。
- 検討段階においては地域コーディネーターの目指す姿について、「ここまでやる必要があるのか、難しいのではないか。」と様々な意見も出た。
- 高い目標を設定し上で、プログラムを実施しながらトライ & エラーを繰り返しながら構築していく必要があるのではないか。

新たな課題

- 今後地域コーディネーターの育成プログラムの主体は誰が担っていくのか。（市、統括団体）
- 地域コーディネーターの育成についても部活動地域移行のビジョンにきちんと明記する必要性
- 民間事業者が統括団体あるいは地域団体を担うことも想定されるが、企業活動上、儲けが出ないと撤退する恐れもある。
- 新たなスポーツ・文化活動は地域コミュニティで支えるといった基盤の上に民間事業者が参入するといった図式も検討する必要がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保

実証ポイント3（サブテーマ）

指導者・管理者（地域コーディネーター）の確保

- 「地域団体」に登録する、指導者・管理者の確保も必要。**現状、教職員の協力なしではクラブの必要指導者数が確保できない。**そのため、関係各所と調整し兼職兼業の手続きを実施した上で、次年度以降スムーズに申請できるようフローを作成した。
- 「かたやなぎクラブ」での実証期間
 - 令和4年11月～令和5年1月
- 「かたやなぎクラブ」の実証に協力いただいた指導者の属性
 - 兼職兼業教職員 6名
 - 地域の指導者 4名
 - プロスポーツチーム 1チーム
 - 社会人実業団 1チーム
 - 大学コーチ 1名

<取組内容>

A:地域団体への兼職兼業職員の登録と派遣

B:指導者・管理者への報酬の支払い

C:プロスポーツチーム等からの派遣

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／A: 地域団体への兼職兼業職員の登録と派遣

取組の目的

- 地域団体において、指導者の登録を確保する必要がある。
- そのため、実際に教職員の兼職兼業手続きを行いながら、効率的な手続き方法について検討した。

取組の実施内容

- 地域団体「かたやなぎクラブ」での兼職兼業に関する手続き（P17兼職兼業フロー参照）
 - 指導を希望する教職員からの希望の聴取 ①②
 - 地域コーディネーターが希望を集約し、学校長へ提出 ③
 - 学校長は副申（推薦）を添えて、地域コーディネーターに返却 ④
 - 地域コーディネーターは統括団体へリストを提出 ⑤
 - 統括団体は教育委員会（教職員人事課）へ申請リスト一覧を提出 ⑥
 - 教育委員会は教職員宛許可証について課内決裁後、統括団体及び校長へ周知 ⑦
 - 統括団体から指導者へ通知 ⑧
 - 登録様式（専用フォームもしくは紙）で登録後、業務委託契約を締結 ⑨

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／A: 地域団体への兼職兼業職員の登録と派遣

- 雇用形態の検証

- 雇用契約は、保証・責任範囲が明確な反面、労働時間通算の問題がある。
- 委託契約は、労働時間通算の問題はないが、偽装請負にならないよう工夫が必要。
- 謝礼の支払いは、現時点でも事例が多く上述の問題はないが、責任の所在や教員の身分等を明確にできない場合にトラブルが想定される。
→本実証においては、委託契約を締結した。

<位置づけ>

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。）は、
 - ①当該教師等が希望する場合
 - ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき
 - ③サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことができる
- さいたま市では「教職員の兼職・兼業の取扱いについて」（令和2年3月31日付、さいたま市教育委員会教育長通知）を定め、運用

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／A: 地域団体への兼職兼業職員の登録と派遣

結果

- フローの役割分担のとおり、兼職兼業に係る事務を手続きを実施できた。
- 教育委員会側も兼職兼業の許可について前例があったため、スムーズに許可が下りた。
- 本実証では、雇用形態として業務委託契約を締結した。

新たな課題

- 文科省・スポーツ庁・文化庁より発出された「公立学校の教師等が地域団体活動に従事する場合の兼職兼業について」によると、
 - 学校長へ兼職兼業希望先からの依頼状が必要。
 - 教育委員会及び学校は労働時間通算の契約の有無にかかわらず、兼職兼業先の勤務時間も考慮して許可・副申を出さないといけないとなると、教育委員会・学校側の負担が残るとの意見が出た。
 - 雇用契約の場合、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を超える場合、この超過部分が時間外労働となる。とあり、地域団体が個々の教員の学校での労働時間を把握することは困難であり、割増賃金を地域団体が支払うことは現実的ではない。**つまり、雇用契約は今回の地域移行の契約にはそぐわない。**
 - **雇用契約とみなされないよう、国による法整備や通達等が必要ではないか。**

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／B:指導者・管理者への報酬の支払い

取組の目的

- 指導者と地域コーディネーター（運営管理者）への報酬支払事務について検証を行った。

取組の実施内容

- 報酬支払事務について
 - 統括団体において報酬支払事務手続きについて整理
 - 指導者・地域コーディネーターは、登録様式（専用フォームもしくは紙）に登録し業務委託契約を締結
 - 地域コーディネーターは、月毎に各指導者に対し、勤務状況報告の提出（Excelシートを異用意）を依頼
 - 地域コーディネーターは、各指導者から勤務状況報告の收受後、勤務日等に相違がないか確認のうえ統括団体へ報告
 - 統括団体は、勤務時間に応じた報酬額の計算後、経理担当者より指導者・地域コーディネーターへ支払い

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／B:指導者・管理者への報酬の支払い

結果（地域コーディネーターからヒアリング）

- 指導者の勤務状況報告について、（当初用意した）Excelで回答してきた指導者はわずか。
 - 期日までに報告の提出がなく、地域コーディネーターの聞き取り等により集めることができた。
 - （教職員の指導者が）忙しくてPC・スマホに向かえない。
 - ICTリテラシーの不足。
 - 学校における情報伝達手段がいまだに紙が主流である
 - 報酬支払時の懸念点
 - 指導者との業務委託を結ぶ際に、両者が合意していても雇用契約とみなされる場合がある
 - 源泉徴収の計算や消費税の計算について、任意団体において収益事業を行っている場合には、法人税を納める義務が発生する。
 - マイナンバー取得及び管理事務が必要となる
- 以上のことから、**地域団体毎に報酬を支払事務を行うよりも、統括団体等でまとめて実施の方が効率がいいのではないか**

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／C:プロスポーツチーム等からの派遣

取組の目的

- 昨年度のFSでプロスポーツチームなどに指導者派遣を依頼する際のコスト感と負担感の乖離が生じていると報告したが、地域資源であるプロスポーツチーム等をどのように部活動地域移行化と結び付けていくか、昨年度とは別のプロスポーツチーム等と共に再度検証を図った。

取組の実施内容

- 地域団体「かたやなぎクラブ」において、プロスポーツチーム等からの指導者派遣の実施
 - 男女バスケットボールクラブに3X3プロチーム SAITAMA WILDBEARS.EXE（サイタマワイルドベアーズエグゼ）の選手を派遣した。
 - 男女ソフトテニスクラブ・男女バスケットボールクラブ・陸上クラブに日本通運野球部を派遣し、カラダ機能向上教室を実施した。
 - 男女ソフトテニスクラブに法政大学ソフトテニス部コーチを派遣した。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／c: プロスポーツチーム等からの派遣

<結果>

- プロスポーツチーム等からの指導者派遣
 - 3x3 プロバスケットボールチーム「SAITAMA WILDBEARS.EXE（サイタマワイルドベアーズエグゼ）」、社会人野球「日本通運野球部」、法政大学ソフトテニス部より指導者を派遣した。



バスケットボール指導（全5回）
SAICTAMA WILDBEARS



カラダ機能向上教室（全1回）
日本通運野球部

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／c:プロスポーツチーム等からの派遣

<結果>

- プロスポーツチーム等からの派遣（SAITAMA WILDBEARS.EXE：中村オーナーへヒアリング）
 - 部活動地域移行という地域課題の解決に興味がある。
 - 地域貢献と選手の指導キャリア育成の場として活用していきたい。



杉山選手（写真左）と河本選手（写真右）

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／c:プロスポーツチーム等からの派遣

<結果>

- プロスポーツチーム等からの派遣
 - 男女バスケットボール・陸上・ソフトテニスに対し「カラダ機能向上教室」による指導を実施
 - かたやなぎクラブには野球部はないが、他のスポーツにも通じるものであったことから、参加した生徒からも公表であった。
- 日本通運野球部は社会貢献活動として、これまでも地元での少年野球教室などを実施

片柳中学校 カラダ機能向上教室

日本通運野球部 トレーナー 遠藤雄文



「カラダ機能向上教室」日本通運野球部

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 指導者・管理者の確保／c: プロスポーツチーム等からの派遣

<結果>

- プロスポーツチーム等からの派遣
 - プロスポーツチーム等からの派遣は、通常の指導者よりも費用が掛かる。
 - しかしスポーツチームの求める状況（地域課題の解決、地域貢献、知名度アップ、選手のセカンドキャリア、指導実践の場作りなど）に応じ、安価にもしくは無料で指導者の派遣に応じてくれることもある。
 - 地域団体によってはこのような指導の選択肢も残し、子どもや保護者が選べることで市の強み。
 - また、指導価格と受益者負担許容額の乖離が昨年度実証から明らかになったが、プロスポーツチームの選手・指導者たちから地域団体のスポーツ指導者が学ぶ機会を創出することで、様々な子どもたちへの波及効果（チームへの愛着、スポーツ実施率・競技力向上、シビックプライドの醸成など）が見込まれる。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立

実証ポイント4 (サブテーマ)

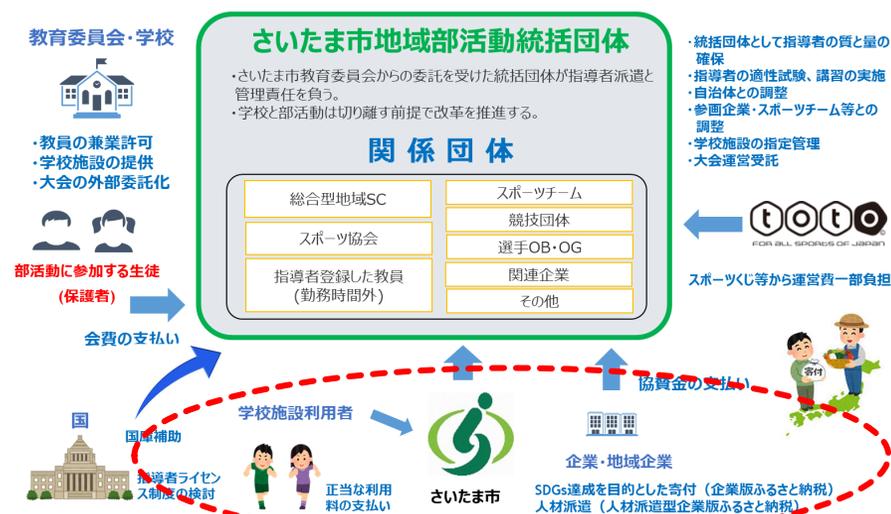
事業性(≒自走可能性)の確立

- 子どもたちに**持続可能なスポーツ・文化環境**を整えていくためには、受益者負担のほかにも様々な収益源を確保していく必要がある。そのため、企業からの協力を取り付けるためにニーズの調査や、学校施設の有効活用により収益が得られないか検討した。

<取組内容>

- A: 自動販売機を活用した収益策の検討
- B: 企業向けアンケートの設計
- C: 学校体育施設の民活化事例調査

さいたま市教育委員会の目指す地域移行 (イメージ)



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

取組の目的

- 学校施設を活用した収益源を検討した。
- 学校施設に自動販売機を設置し、収入の一部を地域移行化した際の市もしくは統括団体の財源に充てられないか検討した。

取組の実施内容

- 自動販売機を活用した収益策の検討
 - さいたま市におけるこれまでの飲料メーカーとの取組調査
 - 現状の公募内容の調査
 - 市内中学校での自販機の設置学校数と自販機数の調査
 - 設置する目的の調査
 - 飲料メーカーヒアリングによる収益策の具体化

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

これまでのさいたま市における飲料メーカーとの取組

- 包括連携協定を締結し、市民サービス向上と地域活性化に向けて連携を図っている。

市内中学校での自販機の設置学校数と自販機数の調査

- 自販機を設置している中学校数 22校
- 自販機の台数 28台
- 【参考】市立中学校数 58校



大塚製薬株式会社と幅広い分野における包括連携協定を締結しました

このページを印刷する

大塚製薬株式会社と幅広い分野における包括連携協定を締結しました



本市では、企業等と市がそれぞれの資源や特色を活かしながら、多岐にわたる分野において市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に包括連携を進めております。

コカ・コーラボトラーズジャパン(株)

大塚製薬(株)

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

現状の公募内容の調査

- さいたま市では「公募による公有財産の自動販売機設置場所の貸付要綱」に基づき、学校施設への設置を認めている。以下が条件。
 1. 貸付期間 (期間5年間、更新なし)
 2. 貸付料 設置者が提示した入札価格(月額、消費税等抜き)を、貸付期間の月数で乗じた金額を貸付料とします(土地にかかる貸付契約の場合は非課税とします)。
 3. 光熱水費及びその他必要経費・自動販売機の設置及び撤去に要する費用は、設置者の負担となります。
 4. 貸付面積 使用済容器回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースも貸付面積に含まれます。
 5. 節電、環境対策、電子マネー対策
 6. 災害時の無償提供

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

設置する目的

- 生徒・教師・学校施設利用者の利便性向上（熱中症対策・災害対策・栄養補給）に設置している学校が多かった。

導入校での 自販機導入した「理由」

熱中症対策



- 水筒だけでは1日もたない
- 水分補給対策を検討していた

災害対策



- 災害時の避難所として対策の充実を図りたい

栄養補給



- 部活後の補食に活用

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

【参考】

- 設置自販機の例 (MIX自販機)
 - メーカーを超えたMIX機1台で人気ブランドをカバー

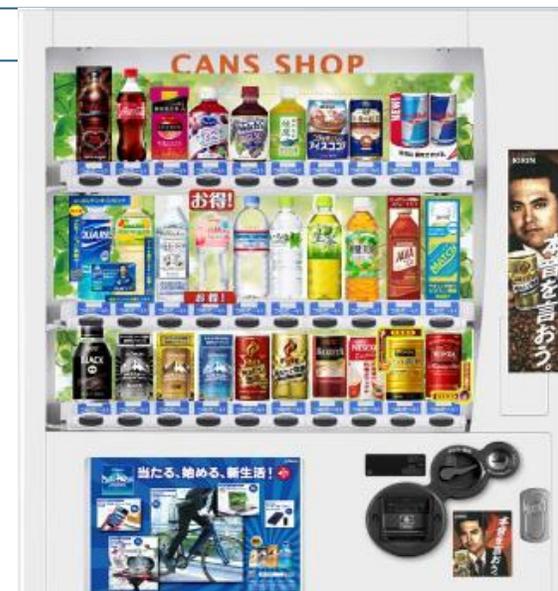
ミックス自動販売機はナショナルブランド製品のコラボレーションによる弊社オリジナルのベストセレクション自販機です。取扱いメーカーは、人気のメーカーばかり。異なるメーカーの売れ筋商品を品揃えでき、1台の自販機でお客様のニーズをしっかりとカバーできます。



各メーカーの売れ筋商品を
ミックスしたベストセレクション自販機

【MIX機導入のメリット】

- 1 1台の自販機で異なるメーカーの売れ筋商品をカバー
- 2 お客様の幅広い需要に、1台で応えることで、台数を集約可能
- 3 新商品や話題の商品もしっかりカバーいたします



人気のメーカーが勢揃い



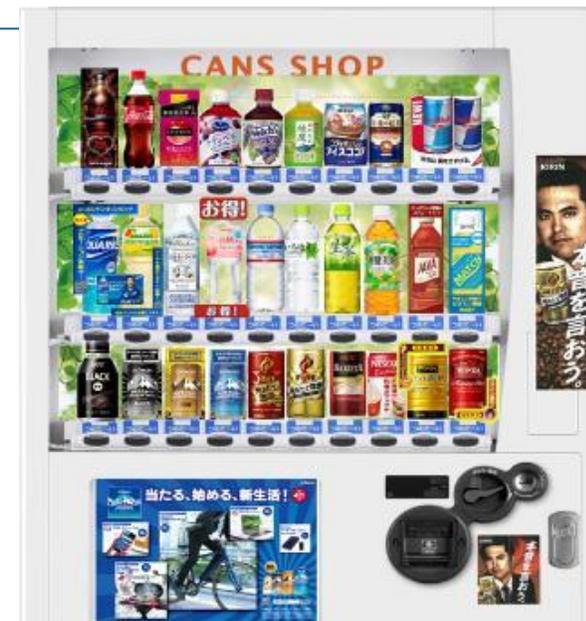
3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

飲料メーカーヒアリングによる収益策の具体化

- 設置条件
 - 自動販売機の種類：ミックス自動販売機
 - 販売価格：通常売価の30円引き
 - 販売手数料：販売価格の5%
 - 電気代：飲料メーカー負担
 - 設置工事費：飲料メーカー負担
- 手数料収入シミュレーション
 - 年間5,000本の売上の場合 平均価格120円×5,000本×手数料5% = 年間手数料として約30,000円
 - 30,000円×58台（さいたま市の中学校数） = **174万円/年**



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

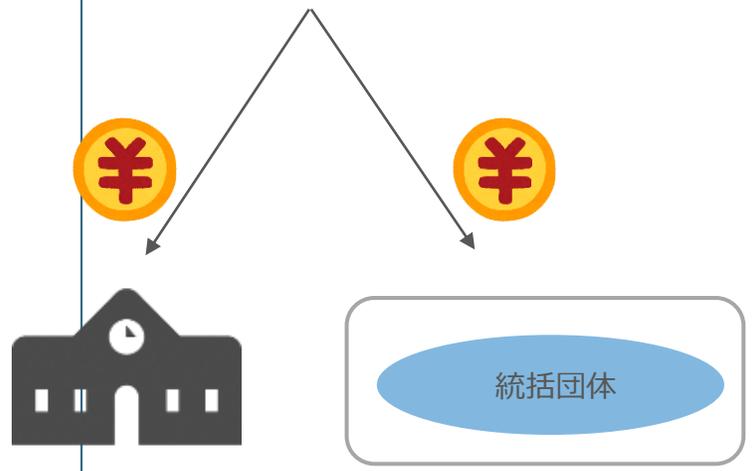
4 事業性(≒自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

想定されるパターンの検討

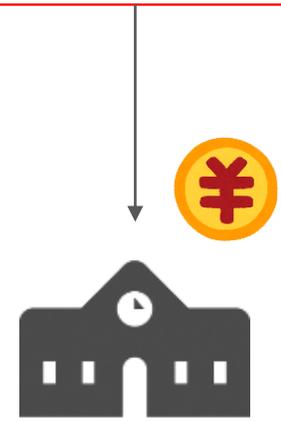
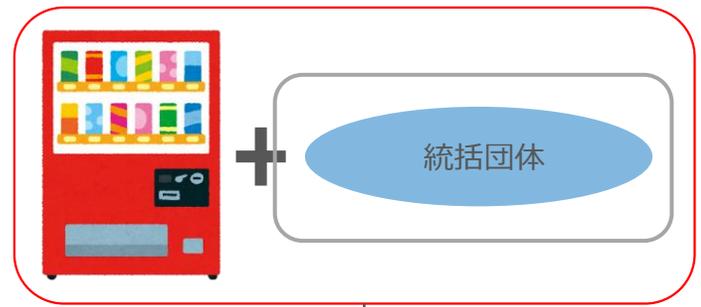


ブカツ支援型デザイン作成
※生徒によるデザインも可能

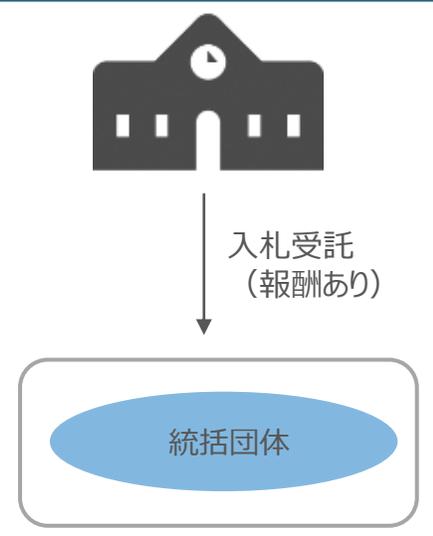
学校だけでなく、
統括団体の取り組みにご賛同いただける企業へ、
設置拡大することも可能 (収入UP)



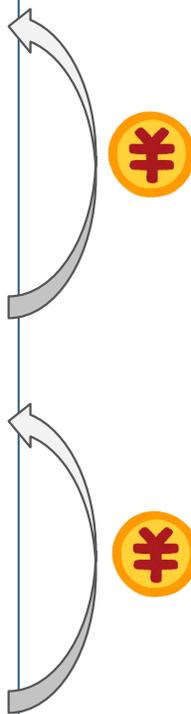
①地域部活動支援型自動販売機の活用



②統括団体が飲料メーカーとタッグ



③統括団体が入札業務受託



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立/A:自動販売機を活用した収益策の検討

結果

- 現状、飲料メーカーからは入札金額（貸付料）の歳入があることが分かった。
- 教育委員会側に報告・提案はしたものの、具体的に事業実施までは至らず。
- 部活動地域移行のための財源確保策として自販機を活用できるかは議論に時間が必要。
- 貸付要項・要領などの修正も必要であることがわかった。

新たな課題（要綱上）

- 設置者決定の方法は一般競争入札
- 入札参加資格に「さいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度」に登載する必要あり。

今後行っていきたいと考えていること

- 統括団体に手数料の一部が入ってくる仕組みづくりが可能か。
- 市の歳入にした場合に部活動事業への収入充当が可能か。
- 基金等を活用することで実現可能性があるのか。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

アンケートの詳細はappendixに保管

4 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<アンケート実施方法>

① 目的	さいたま市内企業による、さいたま市部活動への資金、人材等の提供可能性を把握し、企業との連携に関し、具体的なアクションを検討するため
② 手法	Microsoft Formsを想定
③ 対象	さいたま商工会議所所属企業
④ 実施スケジュール	12月中旬：商工会議所に依頼 1月下旬：アンケート配付 2月10日（金）：回答期限、単純集計、グラフ化、クロス集計
⑤ 回収件数	38件／約12,000社配布中

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

属性

(2) 貴社の従業員数は、①～⑤のどれにあてはまりますか？

回答	回答数	割合
①～10人	24	64.9%
②10人超～50人	5	13.5%
③50人超～100人	2	5.4%
④100人超～300人	1	2.7%
⑤300人超～	5	13.5%
総計	37	100.0%

回答いただいた企業は従業員数が10人以下の中小企業が65%を占めた。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果> 部活動に関する質問内容

(4) 貴社は、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」制度に、どのようなメリットがあれば、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」になってみたいと考えますか？(複数回答可)

市との連携(市の認証等・理念の共有、市への貢献、関係性の向上)に関する回答がいずれも20以上あり、次いで、スポーツや文化活動の普及、教師への負担削減への貢献の順となっている。「その他」、「わからない」の回答はあったが、「関心はない」はなかった。

◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

学生に対して運動習慣の大切さを講演させて頂きたいです
ママさんたちへの企業・商品アピール
部活動の指導

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

前ページの回答

(4) 貴社は、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」制度に、どのようなメリットがあれば、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」になってみたいと考えますか？(複数回答可)

回答	回答数
①市の認証・ロゴマーク付与による広報・宣伝や理念の共有	20
②部活動における貴社の広報・宣伝(子どものユニフォーム等への貴社ロゴマーク掲出など)	11
③部活動統括団体のネーミングライツ購入の権利	2
④部活動に関する大会の冠大会の開催	3
⑤部活動での貴社製品の優先利用(優先購入)	7
⑥貴社へのスポーツ指導者派遣(福利厚生への協力)	4
⑦部活動におけるアンケートや体力測定等の調査による情報収集	7
⑧部活動の種類維持・増加や質の向上への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	13
⑨教師の負担削減への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	17
⑩学校設置物(自販機等)への広告掲載・ラッピング	4
⑪学校配布物(給食の献立表・お手紙等)への広告掲載	7
⑫スポーツや文化活動の普及への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	19
⑬貴社のESGやSDGsへの貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	14
⑭さいたま市への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	22
⑮さいたま市との関係性の向上、ネットワーク構築	20
⑯その他	3
⑰「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に関心はない	0
⑱わからない	5
総計	178

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

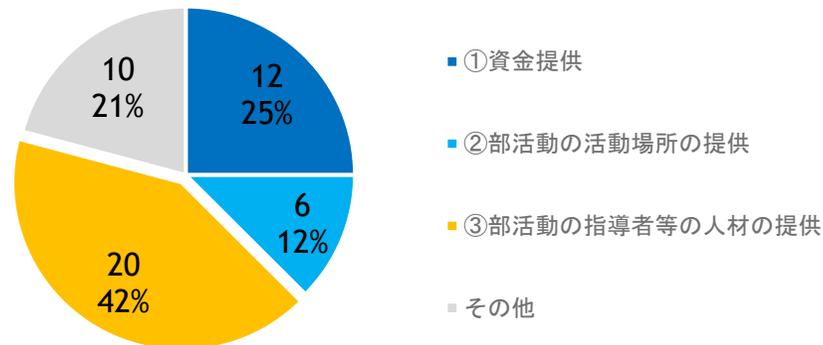
4 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

(5) 「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」となった場合、部活動に対し、どのような支援をしていただけますか？
(複数回答可)

「部活動の指導者等の人材の提供」が42%を占めた。「資金提供」は25%、「部活動の活動場所の提供」は12%であった。

どのような支援をいただけるか



◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

どのような形でご支援できるか相談しながら決めていきたい
トレーナーの派遣
スポーツのキャリアアップを検討する方への情報提供も行えます
ママさんたちへの文化情報提供
服や用具などの提供
正しい骨格・姿勢から見た、体のケア方法、トレーニング方法、健康講座（運動・栄養・睡眠）等
スポーツ人口を増やすためのスポーツイベントの開催協力
ケガの予防アプリの提供
自動販売機の設置運営（清涼飲料水を提供できる体制創出）、普及活動のサポート、従業員に対しボランティアでの参加啓発など
未定

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<課題及び今後の検討>

- さいたま市商工会議所に所属の12,000社にアンケートを配布したが、回答は**わずか38件**にとどまった。
- 原因は、社内で相応に検討しないと回答できない、あるいは一定の権限がある人が回答者でないと回答できないような質問が多かったためと思われる。
- また、部活動の地域移行というトピックがまだまだ社会的認知が進んでいないこと。企業活動とどう結び付けていくのかがアイデアがお互いに揃っていない。
- 回答数が少なかったため、市全体の傾向は把握できなかったものの、前向きな回答をしてきた企業は連携先になりうると思われるため、今後ヒアリングをかけ、さらなるニーズの把握を行うことを検討する。
- ヒアリングの対象もより社会貢献活動を実施している協議会・団体などに実施していくことを検討する。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≡自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

取組の目的

- 受益者負担のみでは地域団体の運営がままならない。そのため、様々な収益源を模索する必要がある。
- 学校体育施設の貸出による収入獲得については、まずは、現状の「学校体育施設開放事業」の実態を把握した上で、収入獲得可能性について議論をする必要がある。

取組の実施内容

- さいたま市の学校開放の状況整理
 - 学校施設の開放とそれによる収入の状況
 - 市内社会体育施設や民間スポーツ施設等との比較
 - さいたま市の学校施設の修繕費（令和3年度実績）
 - 適正な徴収金額の検討
- 学校体育施設の民活化（指定管理も含む）による収益向上の参考事例の調査
- 学校民活化による収益向上の可能性と課題の検証

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> (1) さいたま市の学校開放の状況整理 1) 学校施設の開放とそれによる収入の状況

- 体育館は開放はしているものの、利用料金は照明代も含め徴収していない。
- グラウンドは平日夜間は開放していない。利用料金は照明代のみ徴収している。
- 屋外プール、テニスコートは開放していない。
- 収入は照明代のみで年間合計259万円

グラウンドの夜間開放、テニスコートの開放可能性はあるか？

いずれも、照明代だけではなく利用料金を徴収することは可能か？

<さいたま市立全小中学校の概ねの開放状況> (小学校 104校、中学校58校) ※ さいたま市立全高等学校(中等教育学校含む)4校は、非開放

開放施設	施設の開放の有無	時間	利用料金	照明代
体育館				
平日	開放	19:00～21:00	0円	—
土日祝日	開放	9:00～21:00	0円	—
グラウンド				
平日	非開放	—	—	—
土日祝日	開放	9:00～17:00または～21:00)	0円	400～800円/時
屋外プール	非開放			
屋内プール	なし			
テニスコート	非開放			
照明代の合計(年間)				2,590千円

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 2) 市内社会体育施設や民間スポーツ施設等との比較

①社会体育施設の体育館の場合

- 市内公共体育館の場合、2時間利用で概ね5千円前後の利用料金。

利便性や広さ、公益性などを鑑みるとしても、学校体育館の利用料金を、平日夜間 1,000～2,000円程度で設定できないか？

<さいたま市内公共体育館の利用料金> ※2時間、一般・学生、全面利用の場合

施設名	施設概要	広さ	料金(円)	条件
浦和駒場体育館	競技場	バスケット2面	5,720	団体、17時以降
大宮体育館	アリーナ	バスケット1面	3,680	12単位、市内
与野体育館	競技場	バスケット1面	4,400	17時以降
浦和西体育館	競技場	バスケット2面	1,700	団体、市内
サイデン科学アリーナ	メインアリーナ	バスケット3面、客席計4,000弱	13,720	団体、空調利用料金別途1時間10,280円
サイデン科学アリーナ	サブアリーナ	バスケット1面	6,180	団体、空調利用料金別途1時間5,140円

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 2) 市内社会体育施設や民間スポーツ施設等との比較

②社会体育施設のグラウンドの場合

- グラウンドは、土、芝といった仕様により価格が異なる。
- 学校グラウンドに仕様が近いと思われる山砂敷やクレーの料金は、終日2,000円程度

公益性などを鑑みるとしても、学校グラウンドの利用料金を、2時間1,000円程度で設定できないか？

<さいたま市内公共グラウンドの利用料金>

施設名	施設概要	料金 (円)	条件
西遊馬公園サッカー場	山砂敷	2,080	全日利用、市内、一般
秋葉の森総合公園サッカー場	天然芝	10,340	全日利用、市内、一般
堀崎公園グラウンド	人工芝	4,280	全日利用、市内、一般
荒川総合運動公園サッカー場	クレー	2,400	午前＋午後料金、市内、一般

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 2) 市内社会体育施設や民間スポーツ施設等との比較

③民間スポーツ施設のグラウンドの場合

- 人工芝フットサルコートで5,000～6,000円/時であり、公共人工芝サッカー場の全日料金よりも高い。

社会体育施設との料金差が大きすぎるため、学校体育施設にすぐに適用する料金とは考えられないのでは？

<さいたま市内民間スポーツ施設の利用料金>

施設名	施設概要	料金 (円)	条件
レズランド	天然芝サッカー場	11,000	メンバー料金、平日昼間 1 時間料金
	人工芝サッカー場	6,280	会員料金、平日昼間 1 時間料金
	人工芝フットサル場	3,150	会員料金、平日昼間 1 時間料金
	テニスハードコート	840	会員料金、平日昼間 1 時間料金
スポルティーヴォ南与野	人工芝フットサル場	5,000	メンバー料金、平日昼間 1 時間料金
岩槻フットサルコート	人工芝／フローーフットサルコート	5,500	メンバー料金、平日昼間 1 時間料金

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 3) さいたま市の学校施設の修繕費（令和3年度実績）

- 1校あたりの学校施設全体の修繕費は、小学校は334万円、中学校は277万円。
- 1校あたりの体育施設の修繕費は、小学校は28万円、中学校は70万円。
- 1校あたりのプールの修繕費は、小学校は17万円、中学校は38万円。

⇒ 1日1～2千円の施設利用料を稼ぎ出せば、体育施設の修繕費がまかなえる。

⇒ 1日1万円の施設利用料を稼ぎ出せば、学校全体の修繕費がまかなえる。

<全市立学校の年間修繕費の状況（令和3年度実績）（千円）>

施設	小学校 (計104校)	(1校あたり)	中学校 (計58校)	(1校あたり)
学校施設全体	346,968	3,336	160,931	2,774
うち体育施設	28,740	276	40,485	698
うちプール	17,499	168	22,293	384
<参考> 照明代 年間歳入総額	1,475	14	1,115	19

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 4) 適正な徴収金額の検討

- さいたま市では現在、学校開放を行っているのは体育館とグラウンド。今後はテニスコートやプールも公開の対象としてもいいと思われるが、安全や収入と費用の見合い次第か。
- 学校開放で得ているのは、グラウンドの照明代800円／時のみ
- 一方、公共体育館は2時間利用で概ね5,000円前後、グラウンドは全日利用で、2,000～2,500円で貸し出しており、受益者負担の観点からも、学校体育施設から使用料を徴収することに問題はないのではないか。
- 公共体育館、公共グラウンドの料金を参考に、**学校体育館及びグラウンドの夜間利用を、それぞれ2,500円(いずれも照明代込み)程度に設定できないか？**

課題

- 利用料金の徴収を検討する際に、どのように統括団体の収入にしていくか考える必要がある。

今後取り組んでいきたいと考えていること

- 今回の結果を踏まえ、担当者会議にて継続的に議論を行っていく。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

各事例の詳細はappendixに保管

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> (2) 学校体育施設の民活化(指定管理も含む)による収益向上の参考事例の調査

1) 公立校の場合

- 施設活用や教員の負担軽減等で、一定程度の効果のある事例はあるものの、いずれも大きな収益確保には至っていない。

	生徒と市民による施設の活用 (施設複合化を含む)	民間事業者による学校施設 管理による教員の負担軽減	施設の有料貸出	部活動の地域移行支援
「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業	○	○	○	×
まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業	○	○	○	×
高浜小学校等整備事業	○	○	○	×
県教育委員会・県立浦和高校と浦和スポーツクラブの連携・協働	○	○	○	○
中学校体育施設の有効利活用における中学校、つくば市、つくばFCによる取組	○	×	○	○
目黒区立小学校の屋内プールの整備・開放及び学校の施設管理等業務委託	○	○	○	×
福岡市立学校の学校施設開放に関する業務委託を規定し管理運営	○	○	×	×
かほく市立中学校体育館整備・指定管理事業	○	○	○	×
大田原市立黒羽中学校屋内温水プール建設事業	○	○	○	×

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> (2) 学校体育施設の民活化（指定管理も含む）による収益向上の参考事例の調査

2) 私立校の場合

- 社会体育施設と比べ、高価格。人口芝グラウンドの1時間料金は、公共施設の全日料金より高い。
- ただし、ピッチ状態などは、公共グラウンドに比べ良好と思われる。

学校名	貸出施設	料金（円）	条件
オイスカ浜松国際高校 (浜松市)	サッカーコート（人工芝）	8,000	1時間、全面。ナイター料金はプラス1,000円/時
	フットサルコート（人工芝）	3,000	1時間、全面。ナイター料金はプラス1,000円/時
旭が丘高等学校 (小田原市)	多目的ホール	22,000	全日（夜間除く）、124坪、500人収容
	ホワイエ1（ホールエントランス）	5,000	
	ホワイエ1（ホールエントランス）	5,000	
	人工芝グラウンド	6,000	1時間、全面、夜間照明1000円/時

- 千葉県鴨川令徳高等学校では、撮影等への貸出を行っている。
- その他、以下のような高校はTOEICの試験会場となっており、有料で貸出を行っていると思われる。

茨城県 水戸葵陵高等学校、埼玉県 狭山ヶ丘高等学校、神奈川県 旭丘高等学校、東京都 芝浦工業大学中学高等学校、東京都 日本工業大学駒場高等学校、東京都 成立学園中学・高等学校

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> (3) 学校民活化による収益向上の可能性と課題の検証

- さいたま市や、その他の地域の公立の学校活用事例からは、学校施設を一般市民が利用する試みは行われているものの、料金は無料またはごく低廉に押さえられている。
- 一方、私立の学校活用事例では、相応の金額で一般利用者や民間企業に貸し出されていると思われ、そうした貸出が公立校でも可能かどうか、検討の余地はあると思われる。
- ただし、その場合、公共施設の目的外利用にかかる課題があると思われる（次ページ）。

<学校施設の活用例>

各種教室	試験会場、留学生向け日本語学校、社会人向けスクール等
給食室・給食センター	社食、ケータリングサービス 等
スポーツ施設（グラウンド・体育館・プール・テニスコート等）	個人、団体、スポーツ事業者等への貸出

※屋内プール・屋内テニスコート・人工芝グラウンド・空調付き体育館等、付加価値の高いスポーツ施設は、貸出可能性が高いと想定される。

公立校の施設貸出における検討の観点

- セキュリティ
- 事故対応
- 適正料金の設定
- 既存利用者対応
- 部活動とのシナジー
- 包括委託の可能性
- 民間事業者の参画条件
- 収益につながるプログラム

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果>

<公共施設の目的外使用にかかる課題>

- 各法令等によれば、学校施設は、**社会教育その他公共のための利用**であれば、目的外使用が許可される。
- 学校のスポーツ施設に関しては、**一般のスポーツのための利用に供する利用**であれば可能である。
- いずれにせよ、**営利を目的とする団体への貸出は想定されていない**とみられる。
- また、新たに学校施設を整備する場合などは、例えば給食室や給食センターを社食の提供に活用したり、民間企業のケータリングサービスに活用したりする場合などは、整備の際に国からの補助金（例：学校施設環境改善交付金）が得られないといった課題がある。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

課題

(1) さいたま市立学校での利用料金徴収は可能か？

①学校開放事業で、利用者から料金を徴収する場合

- ・以下の情報を総括すると、少なくとも、「経費にかかる利用料金」の徴収は可能。
- ・よって、学校開放事業において、利用者から利用料金を徴収することは可能とみられる。
- ・実際問題の課題は、学校開放事業において、これまでほぼ無料で使用してきた使用者からの反発。国が国民に理解を求め、全自治体が同様に料金徴収に動き出せば解決するとみられる。

- ✓ さいたま市立学校施設使用規則第3条によると、営利を目的とした使用は許可しない
- ✓ ただし、さいたま市財産規則第21条によると、**営利を目的とした利用も可能**。(学校施設使用規則と相反？)
- ✓ 学校施設使用規則では営利を目的とした使用は許可しないが、**収益を上げること自体は禁じられていない**。(営利とどう違う？)

②その他、学校施設の貸出により料金を徴収する場合

- ・さいたま市財産規則第21条によると、営利を目的とした利用が可能である。
- ・よって、学校がもっと柔軟に貸出を行うことは可能とみられる。
- ・実際問題の課題は、セキュリティや、貸出に伴う学校側の事務負担とみられる。

3. 実証内容とその成果

c. 実証から得られた示唆

ポイント1 (メインテーマ)

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、
「地域団体」の運営体制を整える

- 地域コーディネーターから各指導者へ連絡を取る際（勤務状況報告など）のICTツールの利用にハードルが確認された。
 - 業務効率化にはICTツール利用のコミュニケーションは必要。利用可能な人からツールの利用をお願いします。
 - しかしながら、利用の強要は指導者登録のハードルになる可能性がある。特にアクティブシニア層の指導者たちを取り残さない方法の検討が必要。
 - アクティブシニア層も**使いやすいまたは既に使っているICTツールの活用（LINEなど）**の導入等も検討する必要がある。
- Google foamを活用した生徒のクラブへの登録は大きな問題はなかったが、課題も残った。
 - 大半の生徒は登録ができたが、数人登録なしでクラブ活動に参加してしまった。
 - 登録後保険加入という手続きをきちんと取らないと、安全管理に関わるため、登録なしでは参加させないよう、きちんと地域コーディネーターと指導者には伝達が必要。

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

ポイント1（メインテーマ）

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、
「地域団体」の運営体制を整える

- PayPay等による参加料金徴収実証はメリットとデメリットが浮き彫りになった。
 - PayPay支払いは約半数の世帯が選択。一定のニーズが確認された。
 - 約半数が銀行振り込みを選択。電子マネーを利用していない世帯もいる。
 - PayPayの場合、返金等の手続きがスムーズ。
 - 現状の課題として、個人から企業への支払い記録が直接追えないため、運用でカバーする必要があった。
 - PayPay使用料として手数料1.98%（税抜）が必要なため、支払われる金額が多くなればなるほど、PayPay側に支払う金額も多くなる。
 - この辺はPayPay社の課題解決（PayPay利用者拡大など）につながる提案を、市・統括団体が行っていくことで、手数料の減額などを交渉できないか。
 - PayPayの事業者になるには、法人格が必要。任意団体では難しい。

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

ポイント1（メインテーマ）

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、
「地域団体」の運営体制を整える

- 指導者・地域コーディネーターへの謝金の支払いについて検証していくうえで、課題が確認された。
 - 指導者との業務委託を結ぶ際に、両者が合意していても税務署などに雇用契約とみなされるケースがある。国が業務委託のテンプレートを示す必要がある。
 - 源泉徴収の計算や消費税の計算が必要。
 - 税務署報告用にマイナンバーの徴取をしなければならないため、管理者を指定しなければならない。
 - 任意団体であっても収益事業を行っている場合には、その収益事業の所得に対して法人税が課税される。収益事業にみなされるケースがある。
 - 当初、地域団体内で謝金支払い事務を行えるよう、調整する予定だった。しかし、思った以上に上記のハードルが高く、地域団体内で事務を行うよりも、統括団体や外部委託など、まとめて実施する方が効率がいいことが分かった。
- 大規模自治体において地域移行を行う際は、集金や支払い業務などの集約することによって効率化できる業務は学校や地域クラブ単位（複数校の集まり）で行うのではなく市全域を扱う統括団体で行うべき
 - 集金や支払いに限らず個々の業務をどのレイヤーで行うことが業務の効率化に繋がるのかという視点で考えることが重要

3. 実証内容とその成果

c. 実証から得られた示唆

ポイント1（メインテーマ）

地域移行の受け皿モデルの1つとして「統括団体」や「地域団体」の仕組みを構築し、
「地域団体」の運営体制を整える

- また、出欠確認や保護者とのコミュニケーションなど、多くの業務はICTの活用によって簡略化ができるので、現場の教員や指導者のデジタル教育もICTの活用と並行して進めていく必要がある
- 市内においても、スポーツ・文化活動に関するニーズは多岐に渡る。各地域ごとにどのような地域移行を望むのか、どのような地域団体に任せるのかなど、生徒・保護者・教師向けにアンケートやヒアリングの手法を使って丁寧に説明を行いマインドチェンジを促していく必要がある。

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

ポイント2 (サブテーマ: メインテーマをバックアップ)

「地域団体」の実務を担当する地域コーディネーターの育成

- 地域移行を進めるにあたり、教育委員会・統括団体・学校・指導団体間の調整を行うコーディネーターが必要
 - 教師経験者が地域コーディネーターの第1候補に上げられつつも、各地域ごとに求めるニーズも違うため、地域コーディネーター像も様々。
 - 地域コーディネーターに必要な知識やコミュニケーション術など育成プログラムによって研修を行っていくことが必要である。
- また、指導者同様人材不足が予想される中でデジタル教育を重点的に指導者同様に行い効率的な業務遂行ができるように支援する必要がある

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

ポイント3（サブテーマ：メインテーマをバックアップ）

指導者・管理者（地域コーディネーター）の確保

- 地域人材だけでなく兼職兼業の教員の活用なしに指導者の確保は出来ないため、兼職兼業や指導者登録、報酬に関しては一定のテンプレートを国が自治体に対して提示すると良い
- プロスポーツチーム等からの派遣は勿論通常の指導者人件費よりも高いが、チームの求める状況（地域課題の解決に寄与し地域の人々にもっとチームを知ってもらいたい。選手のセカンドキャリアを考え、指導実践の場を作りたい。元々社会貢献活動で無料で教室を実施していた。など）に応じ、安価に派遣に応じていただけることがある。
 - プロスポーツチームも地域移行の「対話の場」に加え、市として目指すべきビジョンを共有したのちにどのような協力体制を築けるのか、関係を構築していく必要がある。

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

ポイント4 (サブテーマ:メインテーマをバックアップ)

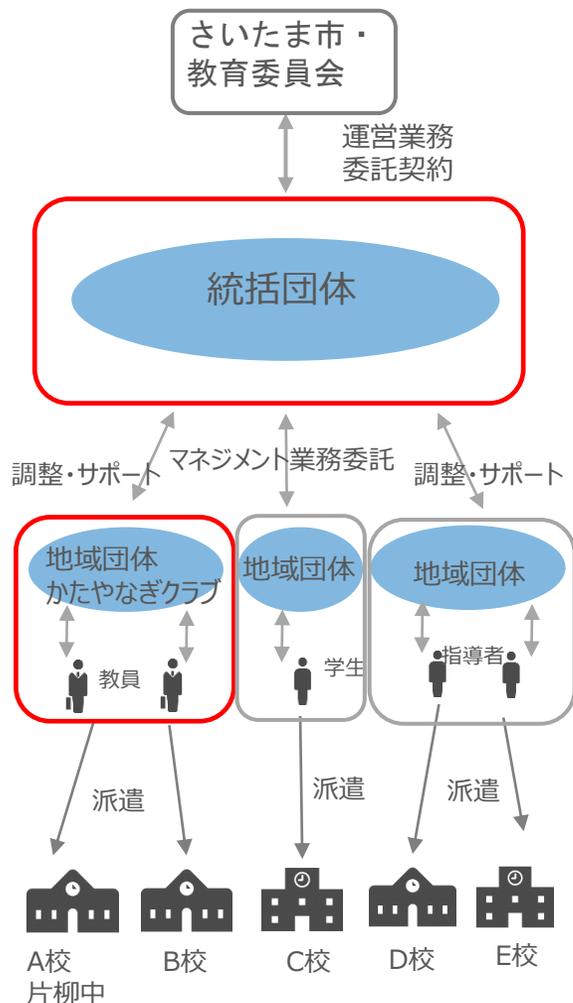
事業性(≒自走可能性)の確立

- さいたま市商工会議所に所属の12,000社にアンケートを配布したが、回答はわずか38件にとどまった。また、部活動の地域移行というトピックがまだまだ社会的認知が進んでいないこと、企業活動とどう結び付けていくのかがアイデアがお互いに揃っていない。スポーツが企業に対して持つ価値の掘り起こしと周知をしていく必要がある。
- 学校施設を活用した収益策の検討では、ただ単に学校部活動を地域に移行するための資金稼ぎを目的とするのではなく、子どもだけではなく大人も含む「地域のスポーツ・文化活動」をどのように維持向上していくのか？というビジョンをステークホルダー間で作り上げることが、ファーストステップ。
 - さいたま市においては課題が明確になり、各ステークホルダーも課題解消のアクションを起こそうという機運になりつつある。
 - とはいえ、1自治体で成功したからと言って、他の自治体への波及は困難。
 - 国が国民に理解を求め、全自治体が同様に料金徴収に動き出せば解決するとみられる。

4. 今後の目指す姿

a. 本実証を踏まえた目指す姿

「統括団体」、「地域団体」の役割



「統括団体」の役割（全市的なとりまとめ、整合をとる団体）

- ①「地域団体」の取りまとめ（地域団体間の連携、調整）
- ②「地域団体」づくりのノウハウの蓄積、提供
- ③市全体の部活動地域移行状況の進捗管理、全体管理
- ④地域団体が自走可能となるようなサポート・認定
- ⑤指導員の募集や研修、指導者同士の情報共有など
- ⑥市との調整
- ⑦収益を上げる派生事業の企画
- ⑧企業等からの寄付・協賛の受付・企画
- ⑨その他「地域団体」が必要とする支援（会費集金・報酬支払事務等）

「地域団体」の役割（地域の学校教育への協力者や地域の運動指導者の協力の下、地域ごとに特化したミニ統括団体）

- ①学校とは切り離された組織として、特定の地域に特化する統括団体。
- ②地域単位での指導者の登録、派遣等を行う。
- ③地域ごとの部活動地域移行での実行部隊。
- ④地域団体ごとに地域と学校を結ぶ「地域コーディネーター」を置く。
- ⑤統括団体との連絡調整
- ⑥兼職兼業許可のリスト作成→統括団体へ
- ⑦保険加入リスト作成→統括団体へ
- ⑧学校・生徒保護者・地域の意見を取り入れ、チェック機能を果たすため会議体を形成する
- ⑨勤務状況報告→統括団体へ

「地域コーディネーター」の役割（地域団体をまとめる事務局長）

- ①学校・指導者の間に立ち、活動日・場所等の調整
- ②統括団体との調整（指導者手配・兼職兼業リスト作成・保険加入リスト作成・勤務状況報告等）
- ③参加者（生徒・保護者等）との調整（会費の徴収案内・団体の説明責任（トラブル対応））
- ④地域団体安全管理・指導者派遣の管理
- ⑤地域団体の目標管理・会議体の調整者

4. 今後の目指す姿

b. 目指す姿に向けたロードマップ

2023年度

統括団体による派遣

- さいたま市地域部活動推進事業（休日）

- モデル校による実践研究
- 受益者負担について研究
- 指導者研修
- 地域コーディネーターの育成
- 中体連主催大会の在り方検討
- 前年度出た課題の整理

- 地域団体モデル実証

- モデル校による実践研究の拡大（休日・平日）
- 受益者負担あり
- 受益者負担に関するアンケート調査

2024年度

統括団体による派遣

- さいたま市地域部活動推進事業（休日）

- 前年度出た課題の整理

- 地域団体モデルの実証

- モデル校による実践研究の拡大（休日・平日）

2025年度

統括団体による派遣

- さいたま市地域部活動推進事業（休日）

- 前年度出た課題の整理

- 地域団体モデルの実証

- モデル校による実践研究の拡大（休日・平日）

2026年度

統括団体による派遣

- さいたま市地域部活動推進事業（休日）

- 土日の部活動者をすべての学校で統括団体による派遣とする

- 10年後までに様々な形で地域移行化

- 統括団体に任せる学校
- 地域団体に任せる学校
- 民間スポーツチームに任せる学校

4. 今後の目指す姿

c. 事業収支計画（土日祝日のみ）

費用

全体経費合計 883.1百万円

（内訳）

指導者報酬 1,500円/時間相当

（プロスポーツチームや民間企業等を活用する場合はこの限りではない）

- 指導者報酬1人336,600円/年（1,500円×3時間×68日（土日どちらか52日、祝日16日）×1.1（税））を想定。
- 2,000人確保すると仮定すると、**673.2百万円**の見込み
- 指導者交通費 500円×68日×2,000人 = 68百万円

地域コーディネーター報酬 1,800円/時間相当

- 地域コーディネーター報酬1人617,760円/年（1,800円×6時間×52日（週1回勤務）×1.1（税））
- 58人確保すること仮定すると、**35.8百万円**の見込み
- スポーツ安全保険（指導者）1,850円×2000人 = **3.7百万円**
- 法人賠償保険**0.2百万円**
- スポーツ安全保険（生徒）850円×32,000人（中3含む） = **27.2百万円**
- 研修企画費一式 **20百万円**
- コミュニケーションツール使用料 1,500円×2,000人 = **3百万円**

統括団体運営費 **60百万円**

地域団体運営費 **60百万円**

売上

受益者負担合計 485.8百万円

1人18,000円/年、1,500/月を想定。

21,000人×0.9（1～2年生）参加すると仮定すると、**340百万円**の見込み

11,000人×0.9（3年生）4か月の参加を仮定すると、**59.4百万円**

年会費 3,000円/年

32,000人×0.9参加すると仮定すると、**86.4百万円**の見込み

その他の収入源（市からの充当分） **54百万円**相当

生活困窮世帯市負担額21,000人（1・2年生）×0.1 **37.8百万円**

生活困窮世帯市負担額11,000人（3年生）×0.1 4か月間の参加を仮定 **6.6百万円**

生活困窮世帯市負担額（年会費） 32,000人×0.1×3,000円 = **9.6百万円**

343.3百万円の赤字
他の収入減を検討する必要あり

appendix

- 企業向けアンケートの結果
- 学校体育施設の民活化（指定管理も含む）による収益向上の参考事例の調査
- 学校体育施設の民活件事例調査

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<アンケート実施方法>

① 目的	さいたま市内企業による、さいたま市部活動への資金、人材等の提供可能性を把握し、企業との連携に関し、具体的なアクションを検討するため
② 手法	Microsoft Formsを想定
③ 対象	さいたま商工会議所所属企業
④ 実施スケジュール	12月中旬：商工会議所に依頼 1月下旬：アンケート配付 2月10日（金）：回答期限、単純集計、グラフ化、クロス集計
⑤ 回収件数	37件／約12,000社配布中

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

属性

(1) 貴社の資本金は、①～⑤のどれにあてはまりますか？

資本金は1,000万円以下の企業が約65%、1,000万円超～5,000万円以下が約19%を占めた。

回答	回答数	割合
①～1000万円	24	64.9%
②1000万円超～5000万円	7	18.9%
③5000万円超～1億円	3	8.1%
④1億円超～3億円	2	5.4%
⑤3億円超～	1	2.7%
総計	37	100.0%

(2) 貴社の従業員数は、①～⑤のどれにあてはまりますか？

従業員数は、10人以下の企業が65%を占めた。

回答	回答数	割合
①～10人	24	64.9%
②10人超～50人	5	13.5%
③50人超～100人	2	5.4%
④100人超～300人	1	2.7%
⑤300人超～	5	13.5%
総計	37	100.0%

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

(3) 貴社の業種について教えてください。

(総務省日本標準産業分類参考。農業、漁業、鉱業等はその他扱い)

生活関連サービス業・娯楽業が18.9%、製造業（メーカー）が16.2%、卸売業が10.8%、ほかは10%未満であった。

回答	回答数	割合
①建設業	0	0.0%
②製造業（メーカー）	6	16.2%
③電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
④情報通信業	1	2.7%
⑤卸売業	4	10.8%
⑥小売業	1	2.7%
⑦金融業	0	0.0%
⑧保険業	2	5.4%
⑨不動産・物品賃貸業	2	5.4%
⑩宿泊業	0	0.0%
⑪飲食サービス業	0	0.0%
⑫生活関連サービス業・娯楽業	7	18.9%
⑬教育（幼稚園、認定こども園、学校等）	2	5.4%
⑭学習支援業（学習塾等）	1	2.7%
⑮医療	3	8.1%
⑯福祉	0	0.0%
その他	8	21.6%
総計	37	100.0%

◆ 「その他」の業種は以下のとおり。

人材コンサルタント
指定管理者、ビルメンテナンス
印刷業
医療（療術業：カイロプラクティック）
運送業
スポーツ施設運営、受託事業など
イベント企画/運営等
地域活性化

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケート

<結果> 部活動に関する質問内容

(4) 貴社は、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」制度に、どのようなメリットがあれば、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」になってみたいと考えますか？(複数回答可)

市との連携(市の認証等・理念の共有、市への貢献、関係性の向上)に関する回答がいずれも20以上あり、次いで、スポーツや文化活動の普及、教師への負担削減への貢献の順となっている。「その他」、「わからない」の回答はあったが、「関心はない」はなかった。

◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

学生に対して運動習慣の大切さを講演させて頂きたいです
ママさんたちへの企業・商品アピール
部活動の指導

回答	回答数
①市の認証・ロゴマーク付与による広報・宣伝や理念の共有	20
②部活動における貴社の広報・宣伝(子どものユニフォーム等への貴社ロゴマーク掲出など)	11
③部活動統括団体のネーミングライツ購入の権利	2
④部活動に関する大会の冠大会の開催	3
⑤部活動での貴社製品の優先利用(優先購入)	7
⑥貴社へのスポーツ指導者派遣(福利厚生への協力)	4
⑦部活動におけるアンケートや体力測定等の調査による情報収集	7
⑧部活動の種類・維持・増加や質の向上への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	13
⑨教師の負担削減への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	17
⑩学校設置物(自販機等)への広告掲載・ラッピング	4
⑪学校配布物(給食の献立表・お手紙等)への広告掲載	7
⑫スポーツや文化活動の普及への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	19
⑬貴社のESGやSDGsへの貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	14
⑭さいたま市への貢献(当該貢献の社内外へのアピール含む)	22
⑮さいたま市との関係性の向上、ネットワーク構築	20
⑯その他	3
⑰「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に関心はない	0
⑱わからない	5
総計	178

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

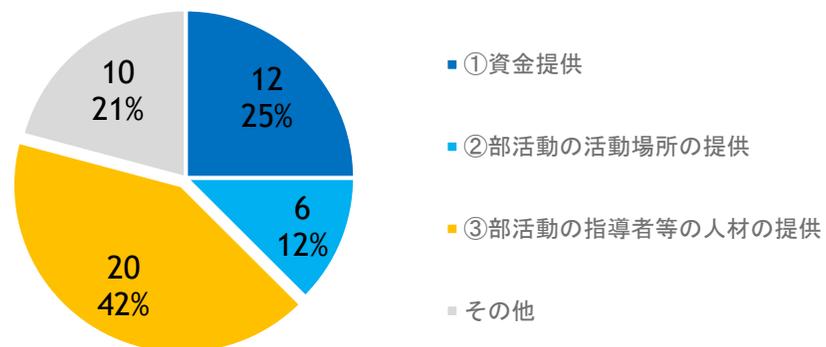
2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

(5) 「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」となった場合、部活動に対し、どのような支援をしていただけますか？
(複数回答可)

「部活動の指導者等の人材の提供」が42%を占めた。「資金提供」は25%、「部活動の活動場所の提供」は12%であった。

どのような支援をいただけるか



◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

どのような形でご支援できるか相談しながら決めていきたい
トレーナーの派遣
スポーツのキャリアアップを検討する方への情報提供も行えます
ママさんたちへの文化情報提供
服や用具などの提供
正しい骨格・姿勢から見た、体のケア方法、トレーニング方法、健康講座（運動・栄養・睡眠）等
スポーツ人口を増やすためのスポーツイベントの開催協力
ケガの予防アプリの提供
自動販売機の設置運営（清涼飲料水を提供できる体制創出）、普及活動のサポート、従業員に対しボランティアでの参加啓発など
未定

3. 実証内容とその成果

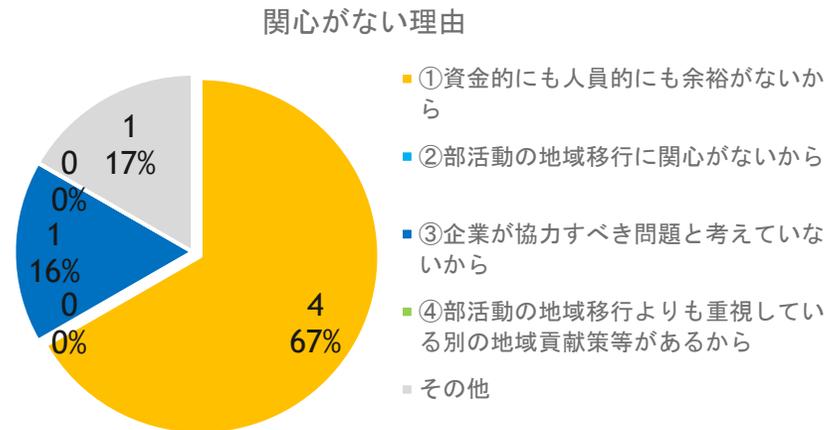
b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

(6) 「関心はない」あるいは、「わからない」と回答した理由について教えてください。(複数回答可)

「資金的にも人力的にも余裕がないから」が67%、「企業が協力すべき問題と考えていないから」が16%、「部活動の地域移行に関心がないから」と「部活動の地域移行よりも重視している別の地域貢献策等があるから」はなかった。



◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

中小企業も今の段階で経営はギリギリです。この先の情勢も見えない中で何かの形で見返りと言おうか還元が無いと厳しいと思います

◆ 「④部活動の地域移行よりも重視している別の地域貢献策等があるから」を選択した場合、具体的にどのような地域貢献策等があるのか、ご教示ください。

回答はなかった。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

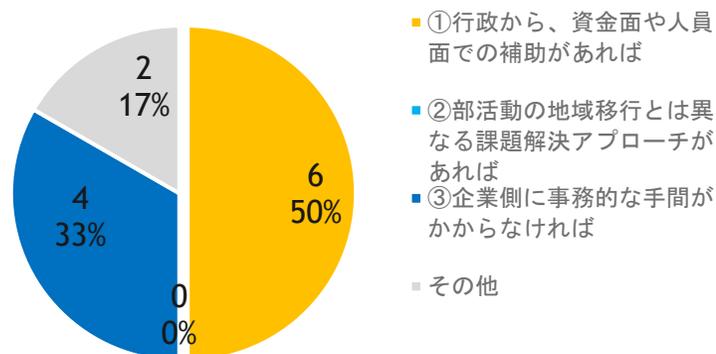
2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

(7) どのようなメリットがあれば、関心を持っていただけますか？（複数回答可）

「行政から、資金面や人員面での補助があれば」が50%、「企業側に事務的な手間がかからなければ」が33%であった。
「部活動の地域移行とは異なる課題解決アプローチがあれば」はなかった。

どのようなメリットがあれば関心を持つか



◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

会社に具体的なメリットがあれば関心を持つ

全てでしょう。子供の成長教育を求めるのなら、国がしっかりと予算立てて協力を仰ぐべきです

3. 実証内容とその成果

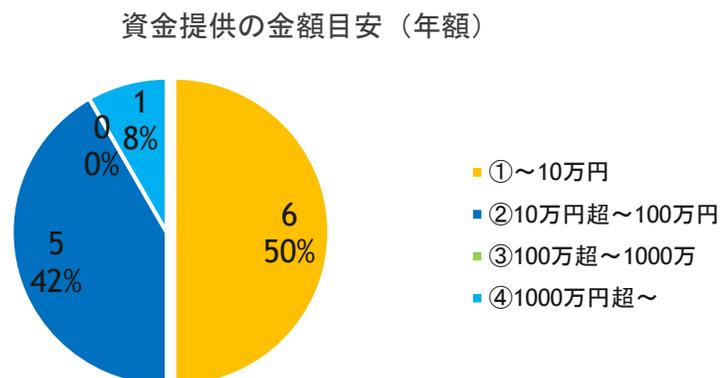
b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

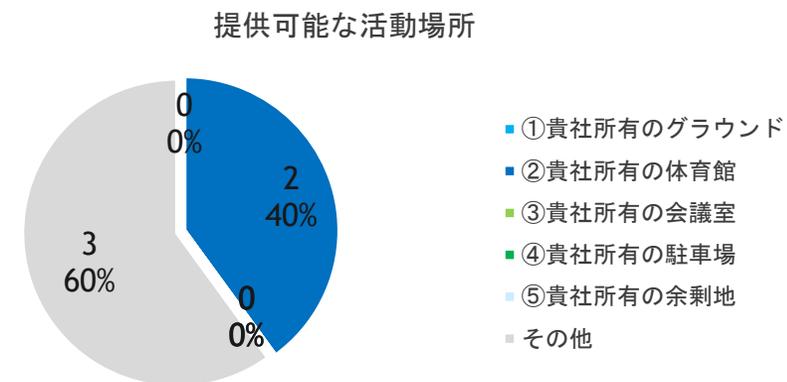
(8) 資金提供の金額目安(年額)を教えてください。
(11.で「①資金提供」と回答した方のみお答えください)

「～10万円」が50%、「10万円超～100万円」が42%、
「1000万超～」が8%であった。



(9) 提供が可能な具体的な活動場所を教えてください。
(11.で「②部活動の活動場所の提供」と回答した方のみお答えください)

「貴社所有の体育館」の回答があった。



◆ 「その他」の回答は以下のとおり。

トレーニングジム施設
レンタルスペース
ダンススタジオ 音楽スタジオ

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<結果>

- (10) 指導者等の提供が可能な具体的な種目を教えてください。
 (例：野球、吹奏楽、演劇)
 (11.で「③部活動の指導者等の人材の提供」と回答した
 方のみお答えください)

様々な種目に関する提案があったが、特に多かったのは、
 サッカー、バスケット、ラグビーであった。

回答	回答数
アメフト	2
ゴルフ	1
サッカー	5
ダンス	1
バスケット	5
バレーボール	3
ラグビー	4
卓球	1
野球	3
陸上	3
競技ダンス	1
空手	1
剣道	2
柔道	1
吹奏楽	1
軽音楽	1
映像制作	1
その他ボール競技全般	1
スポーツ全種目	1
総計	38

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<課題及び今後の検討>

- さいたま市商工会議所に所属の12,000社にアンケートを配布したが、回答はわずか37件にとどまった。
- 原因は、社内で相応に検討しないと回答できない、あるいは一定の権限がある人が回答者でないと回答できないような質問が多かったためと思われる。
- 回答数が少なかったため、市全体の傾向は把握できなかったものの、前向きな回答をしてきた企業は連携先になりうると思われるため、今後ヒアリングをかけ、さらなるニーズの把握を行うことを検討する。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<参考> アンケート質問票

回答者の情報：

会社名*
 回答ご担当者の所属
 回答ご担当者のお名前
 回答ご担当者の電話番号
 回答ご担当者のメールアドレス

属性：

(1) 貴社の資本金は、①～⑤のどれにあてはまりますか？ *

①～1000万円 ②1000万円超～5000万円 ③5000万円超～1億円
 ④1億円超～3億円 ⑤3億円超～

(2) 貴社の従業員数は、①～⑤のどれにあてはまりますか？ *

①～10人、②10人超～50人 ③50人超～100人 ④100人超～300人
 ⑤300人超～

(3) 貴社の業種について教えてください。*

- ① 建設業
- ② 製造業（メーカー）
- ③ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ④ 情報通信業
- ⑤ 卸売業
- ⑥ 小売業
- ⑦ 金融業
- ⑧ 保険業
- ⑨ 不動産・物品賃貸業
- ⑩ 宿泊業
- ⑪ 飲食サービス業
- ⑫ 生活関連サービス業・娯楽業
- ⑬ 教育（幼稚園、認定こども園、学校等）
- ⑭ 学習支援業（学習塾等）
- ⑮ 医療
- ⑯ 福祉
- ⑰ その他（ ）
 （総務省日本標準産業分類参考。農業、漁業、鉱業等はその他扱い）

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<参考> アンケート質問票

部活動に関する質問内容：

(4) 貴社は、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に、どのようなメリットがあれば、「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」になってみたいと考えますか？(複数回答可) *

- ① 市の認証・ロゴマーク付与による広報・宣伝や理念の共有
- ② 部活動における貴社の広報・宣伝（子どものユニフォーム等への貴社ロゴマーク掲出など）
- ③ 「さいたま市地域部活動統括団体」のネーミングライツ購入の権利
- ④ 部活動に関する大会の冠大会の開催
- ⑤ 部活動での貴社製品の優先利用（優先購入）
- ⑥ 「さいたま市地域部活動統括団体」から貴社へのスポーツ指導者派遣（福利厚生への協力）
- ⑦ 部活動におけるアンケートや体力測定等の調査による情報収集
- ⑧ 部活動の種類維持・増加や質の向上への貢献（当該貢献の社内外へのアピールを含む）
- ⑨ 教師の負担削減への貢献（当該貢献の社内外へのアピールを含む）
- ⑩ 学校設置物（自販機等）への広告掲載・ラッピング
- ⑪ 学校配布物（給食の献立表・お手紙等）への広告掲載
- ⑫ スポーツや文化活動の普及への貢献（当該貢献の社内外へのアピールを含む）
- ⑬ 貴社のESGやSDGsへの貢献（当該貢献の社内外へのアピールを含む）
- ⑭ さいたま市への貢献（当該貢献の社内外へのアピールを含む）
- ⑮ さいたま市との関係性の向上、ネットワーク構築
- ⑯ その他（ ）
- ⑰ 「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に関心はない
- ⑱ わからない

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<参考> アンケート質問票

(5) 「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」となった場合、部活動に対し、どのような支援をしていただけますか？(複数回答可)

(前問で①～⑯のいずれかに回答した方のみお答えください)

①資金提供 ②部活動の活動場所の提供 ③部活動の指導者等の人材の提供
④その他 ()

(6) 「関心はない」あるいは、「わからない」と回答した理由について教えて下さい。
(複数回答可)

(前問で「⑰」「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に関心はない」または「⑱わからない」と回答した方のみお答えください)

①資金的にも人間的にも余裕がないから
②部活動の地域移行に関心がないから
③企業が協力すべき問題と考えていないから
④部活動の地域移行よりも重視している別の地域貢献策等があるから。またその場合、具体的にどのような地域貢献策等があるのか、ご教示ください。
⑤その他 ()

(7) どのようなメリットあれば、関心を持っていただけますか？(複数回答可)

(前問で「⑰」「(仮)さいたま市部活動地域移行推進パートナー」に関心はない」または「⑱わからない」と回答した方のみお答えください)

①行政から、資金面や人員面での補助があれば
②部活動の地域移行とは異なる課題解決アプローチがあれば
③企業側に事務的な手間がかからなければ
④その他 ()

(8) 資金提供の金額目安(年額)を教えてください。

(どのような支援をいただけるかで、「①資金提供」と回答した方のみお答えください)

①～10万円 ②10万円超～100万円 ③100万円超～1000万円
④1000万円超～

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≡自走可能性)の確立／B:企業向けアンケートの設計

<参考> アンケート質問票

(9) 提供が可能な具体的な活動場所を教えてください。

(どのような支援をいただけるかで、「②部活動の活動場所の提供」と回答した方のみお答えください)

- ①貴社所有のグラウンド ②貴社所有の体育館 ③貴社所有の会議室
④貴社所有の駐車場 ⑤貴社所有の余剰地 ⑥その他
()

(10) 指導者等の提供が可能な具体的種目を教えてください。

(例：野球、吹奏楽、演劇)

(どのような支援をいただけるかで、「③部活動の指導者等の人材の提供」と回答した方のみお答えください)

「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業 (北海道札幌市)

中心市街地の公有地を活用し、定時制高校と幼稚園を複合施設として整備。民間のアイデアを活用し、**教職員の負担軽減と地域の要望による施設活用を実現した事例**

概要

移転した小学校跡地に、午前・午後・夜間の三部制と単位制を取り入れた新しいタイプの定時制高校と、「研究実践園」としての機能と実績を持つ幼稚園を合築*させ、整備したもの。 * 高校施設に間借りする形式 PFI手法で整備し、平成22年4月に開校した。
施設の設計、建設、維持管理、運営(食堂)をPFI事業者が一体で実施。

事業データ

活用制度	PFI-BTO方式(サービス購入型)
施設概要	札幌市立札幌大通高校・札幌市立中央幼稚園 敷地面積 約11,611㎡ 延床面積 約10,000㎡ ・市立札幌大通高校(約9,200㎡) 高校校舎:地上5階建、屋内運動場 地上2階建 ・市立中央幼稚園(約800㎡):平屋建
事業期間	平成19年10月～令和4年3月31日(約14年6か月)
事業費	事業者落札金額:約31億円(税抜)
事業費調達方法	施設整備費の一部に安全・安心な学校づくり交付金(幼稚園)約77百万円を活用
VFM	12%(特定事業の選定時)
事業スキーム	定時制高校の設計・建設・維持管理・運営(食堂)と、幼稚園舎整備をSPCに委託。学校運営、幼稚園運営は市直営。高等学校校舎内の市民開放スペースの維持管理もSPCが担当。
施設貸出状況	貸出対象施設、貸出時間、料金とも不明

施設外観



高校グラウンドで遊ぶ園児



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 施設の日常的な細かな修繕などの業務をSPCに一括して任せられることで、**修繕等に迅速に対応**できるようになった。また、**学校現場の事務手続きが簡略化し、教員が本来の教育的業務に注力することが可能**となった。
- 地域の要望を受け、**高校の一部を市民開放スペースとして多目的スペース、トレーニング室、作法室等を設置し、高校での利用がない時間帯に一般開放を実施**。このスペースの**予約受付業務はSPCが担っている**。
- 高校のグラウンドが園庭と隣接していることから、**高校の授業がない時には、園児が広いグラウンドで遊ぶことが可能**となっている。また、**高校生と幼稚園児との交流**もある。

出所:「文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集」より抜粋、まとめ

まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業（香川県まんのう町）

中学校の建替えに合わせて町民体育館及び図書館を新たに整備。
学校の維持管理のみならず、町内公共施設の保守点検等の業務もPFI事業者が実施し、維持管理を効率化した事例

概要
 中学校の建替えに合わせて町立図書館と町民体育館を新たに整備し、維持管理・運営する事業。併せてすべての町立小学校への情報教育システム導入と、町内の約60の公共施設の保守点検等の業務もPFI事業者が実施する。町民体育館は、中学校の授業等でも使用されている。

事業データ	
活用制度	中学校及び町民体育館 PFI-BTO方式（サービス購入型） 町立図書館 PFI-BOT方式（サービス購入型）
施設概要	まんのう町立満濃中学校・町立図書館・町民体育館 敷地面積 約39,371㎡ 延床面積 約13,266㎡ ・中学校：地上2階建 延床面積 11,031㎡ ・町民体育館：地上2階建 延床面積 1,213㎡ ・図書館：平屋建 延床面積 1022㎡
事業期間	平成23年8月～令和20年3月（約27年）
事業費	契約金額：約81億円（税込）
事業費調達方法	施設整備費のうち、学校の危険改築、不適改築、屋外教育環境整備、単独校調理場整備の補助金（学校施設環境改善交付金）等を活用 国の補助金：約855百万円 地方債：約1,459百万円 他、一般財源
VFM	約8.14%（特定事業の選定時） 約19.81%（契約時）
事業スキーム	中学校と町立図書館・体育館の設計・建設、維持管理、図書館と体育館の町民利用部分の運営、併せて町内公共施設の法定保守点検業務を一括してSPCと事業契約を締結。
施設貸出状況	貸出対象施設：体育館（トレーニングルーム、スタジオ、武道館、アリーナ） 貸出時間：15時～22時（火曜日休館）、料金：トレーニングルームは250円/日

施設外観



施設概要図



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 町民体育館は、**中学校の部活動終了後から午後10時までは、町民スポーツセンターとして活用され、町民の健康増進に役立っている。**
- 町内には、1,000人規模で人が集まる場所がなかったところ、町民体育館を設置することで、**休日には中学生の部活動大会や、地域のスポーツクラブによる大会等が開催されるようになり、人の集まる場所となっている。**
- 中学校、町立図書館、体育館の整備・維持管理・運営のほか、庁舎、学校、公民館等約60施設の法定保守点検業務をPFI事業に含めることにより、**町職員の事務業務が削減された。**

出所：「文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集」より抜粋、まとめ

高浜小学校等整備事業（愛知県 高浜市）

総合型地域スポーツクラブが学校施設の貸出事業を実施することで、**学校施設が市民に活用され、クラブは教室を展開したり収入源を獲得したりしている事例**

概要

高浜小学校の建て替えに伴い、小学校を「まちづくりの拠点施設」、「地域の交流拠点づくり」、「避難所機能の確保」をコンセプトに、地域交流施設として整備。

校舎などを解体撤去し、小学校校舎、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センター、高浜公民館などの地域交流施設も一体的にPFI-BTO方式で整備。

学校施設のうち、特別教室（音楽室、家庭科室、多目的室）やメインアリーナは一般市民にも開放。

総合型地域スポーツクラブ「NPO法人たかはまスポーツクラブ」が高浜市地域交流施設委託事業を受託。

事業データ

活用制度	PFI-BTO方式、総合型地域スポーツクラブによる施設管理
施設概要	高浜市立高浜小学校 校舎面積 約6,760㎡ 体育館面積 約2,329㎡ ・小学校校舎：地上3階建 ・体育館（メインアリーナ）、サブアリーナ、児童センター、公民館
事業期間	平成30年1月～令和3年3月31日（約3年3か月）
事業費	事業者落札金額：約44億円（税抜）
VFM	16.4%（落札者決定時）
事業スキーム	小学校の校舎建て替えに伴い、校舎、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センター、高浜公民館などの地域交流施設を整備。落札者は、以下の通り。 代表企業：(株)近藤組 構成企業：(株)浦野設計、サンエイ(株)、都築建設工業(株)、(株)西三河エリアワン 協力企業：(株)アイホー名古屋支店、(株)豊田自動織機 共和工場 「NPO法人たかはまスポーツクラブ」が高浜市地域交流施設委託事業を受託。
施設貸出状況	貸出対象施設：体育館（メインアリーナ）、音楽室、家庭科室、多目的室 貸出時間：平日・土 19：00～22：00 日・祝日 9：00～22：00 料金：体育館 1,760円/時、音楽室・家庭科室 350円/時、多目的室 440円/時

校舎外観



施設図



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 「NPO法人たかはまスポーツクラブ」が、施設予約の管理や教室を実施している。
- スポーツクラブの事務所は交流施設内に設置。

県教育委員会・県立浦和高校と浦和スポーツクラブの連携・協働（埼玉県さいたま市）

総合型スポーツクラブが、埼玉県教育委員会・県立浦和高校と連携することで、学校体育施設が市民に活用されている事例。年齢や性別を問わず、一緒にスポーツを楽しめる機会を提供

概要

NPO法人浦和スポーツクラブ（埼玉県さいたま市）が、埼玉県教育委員会、埼玉県立浦和高校と連携・協働。
 平成19年度から毎週土曜日の夜（19時～21時）に浦和高校のグラウンドと体育館をクラブが一括して借受けている。
 クラブ会員に限らず地域住民の誰もが参加でき、サッカー、バドミントン、卓球等のスポーツを楽しめる「星空スポーツ広場」を開催している。

事業データ

活用制度	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
施設概要	埼玉県立浦和高校 敷地面積 約●●㎡ 校舎延床面積 約11,493㎡ 体育館延床面積 約1,731㎡
事業スキーム	高校のグラウンドと体育館を総合型地域スポーツクラブ「浦和スポーツクラブ」が一括して借り受け。 スタッフはボランティア。 参加費は照明代や保険、用具費に充当している。
施設貸出状況	貸出対象施設：グラウンド、体育館 貸出時間：土日19時～21時 料金：サッカー 小中学生100円/2時間、高校生以上200円/2時間 バドミントン 1名300円/2時間

スポーツ広場の様子



学校の部活動に加えて星空スポーツ広場にも参加する子供たち



子供から大人までが一緒にバドミントンを楽しんでいる様子

教職員の業務効率や施設活用の状況

- 1人でも、家族や友人と一緒にでも参加でき、年齢や性別を問わず気軽にスポーツを楽しめる。
- 高校の部活動の時間を調整して貸し出している。スタッフはボランティアスタッフで、高校の教職員はいない。

出所：NPO法人浦和スポーツクラブ HP
 スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ関係データ・事例集」より抜粋、まとめ

中学校体育施設の有効利活用における中学校、つくば市、つくば FC による取（茨城県つくば市）

中学校とつくば市と総合型地域スポーツクラブが協働・融合し、運動部活動支援体制を構築。教員の負担を軽減した事例

概要

谷田部東中学校では、2018 年より、部活動改革として、洞峰地区文化スポーツ推進協会「DOHO Cultural & Athletics Academy (DCAA) 」という市民団体スポーツクラブを、保護者と学校とつくば FC で設立。

DCAA は、教員の負担により運営される部活動の時間を減らし、代わりに希望者に対して、DCAA が派遣した指導者による運動プログラムを提供している。

事業データ

活用制度	総合型地域スポーツクラブによる部活動指導
施設概要	つくば市立谷田部東中学校 敷地面積 約30,158㎡ 延床面積 約8,813㎡
事業スキーム	事務局は総合型地域スポーツクラブ「つくばFC」に委託。 つくばFCは、学校行事、部活動で使用しない時間に学校に許可をとり、スポーツプログラムを実施。 平日夜間でも活動できるように照明設備を設置。 受益者負担の試験的な導入を実施。
施設貸出状況	貸出対象施設：グラウンド、テニスコート 貸出時間：1回2時間 会費：週1コース500円、週2コース700円 ※テニスプログラムのみ

出所：NPO 法人つくばフットボールクラブ

令和3年度スポーツ庁委託事業 ポーツスペース・ボードレスプロジェクト(学校体育施設の有効活用推進事業)報告書より抜粋、まとめ

活動の様子



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 今まで顧問一人が担当していた部活動を、多人数の輪番制にすることで教員負担を一定軽減できる。
- 利用者の目線では、特に体育館利用は、備品も整っていて使いやすく、学区に住む方にとっては使いやすい環境。
- 照明を設置することにより、より長く効率的に夕方の練習をすることができるようになった

目黒区立小学校の屋内プールの整備・開放及び学校の施設管理等業務委託（東京都 目黒区）

小学校の屋内プールを地区プールとして地域に開放。
施設管理等を業務委託し、学校運営の負担を軽減した事例。

概要
 目黒区立碑小学校の老朽化した校舎を改築する際に、周辺地域にはなかった屋内プールを整備。併せて、地域に必要な区の出張所等を整備。
業務受託者がプールを管理。また、学校施設全体の保守点検業務も併せて受託。

事業データ

活用制度	プール管理及び学校施設全体の保守点検業務の業務委託
施設概要	目黒区立碑小学校 延床面積 約7,830㎡ ・地区プール 1,462㎡ ・目黒区出張所・地域包括支援センター（約500㎡） ・地域防災用備蓄倉庫（約51㎡）
事業スキーム	小学校敷地内に目黒区主張所・地域包括センターと地域防災用備蓄倉庫を整備。 小学校の屋内プールを地区プールとして地域に開放。 施設管理は業務委託とし、学校側の負担を軽減。
施設貸出状況	貸出対象施設：屋内プール 貸出時間：9時～22時 料金：大人400円/2時間以内 中学生以下200円/2時間以内

施設外観



屋内プール



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 学校開放時の管理負担の軽減に繋がっている
- **児童と施設利用者の動線の分離により、防犯性を確保している**
- 高機能な屋内プールは、地域住民の利用にも供しており、また、特色ある学校の教育活動も可能となっている

出所：文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」より抜粋、まとめ

福岡市立学校の学校施設開放に関する業務委託を規定し管理運営（福岡県 久留米市）

市立学校施設の開放に関する規則において、**総合型地域スポーツクラブに開放業務の委託を規定**。スポーツクラブが学校開放の管理運営を行っている事例

概要

NPO法人ウェブスポーツクラブ21西国分が、市立西国分小学校と諏訪中学校の学校施設開放事業に係る管理運営業務を、久留米市から受託。

施設利用の日程調整や利用者への指導等の権限を有している。

クラブでは毎月第1月曜日に調整会議を開き、利用団体や学校との情報共有等に努めている。

施設内部



事業データ

活用制度	総合型地域スポーツクラブによる施設の管理運営
施設概要	<ul style="list-style-type: none">久留米市立西国分小学校 延床面積 約7,020㎡久留米市立諏訪中学校 延床面積 約8,557㎡
事業スキーム	久留米市が学校開放に係る管理運営業務をスポーツクラブに委託 クラブは利用調整や情報共有の場として運営 開放校の教頭、各登録団体の代表者、まちづくり（校区コミュニティ団体）の代表者委員会の代表者で施設開放委員会を設置
施設貸出状況	貸出対象施設：体育館、グラウンドおよび武道場 貸出時間：9時～22時 料金：無料

教職員の業務効率や施設活用の状況

- 学校からは教頭等の管理職が毎月の調整会議に出席するが、**調整会議の準備や進行はクラブが実施**。利用調整や利用者への指導も**クラブが実施**しており、学校の負担は比較的軽い。
- **掃除や備品の修理等もクラブが率先して実施すること**で、**学校との信頼関係を構築**。例えばクラブが使用後の現状復帰等を条件に学校と協議し、**学校行事前後の利用不可期間が大幅に短縮**されるなどの成果があった。

出所：スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」より抜粋、まとめ

かほく市立中学校体育館整備・指定管理事業（石川県 かほく市）

市からの指定管理は**利用料金制**を取り入れ、学校利用以外の時間は総合型地域スポーツクラブが創意工夫のもと活動している事例

概要

かほく市が学校敷地内に**社会体育施設として体育館を整備**。
総合型地域スポーツクラブ「クラブパレット」が指定管理者として施設の管理・運営を実施。
指定管理者が、施設の利用調整を行うことで、空いた時間を有効に活用。

事業データ

活用制度	指定管理者制度（利用料金制）
施設概要	かほく市立宇ノ気中学校（社会体育施設併設） 敷地面積 約31,184㎡ 延床面積 約12,770㎡ ・中学校（約8,283㎡）・市立体育館（約4,488㎡）
事業スキーム	平成19年に市立宇ノ気中学校を改築した際に、体育館を市立体育館として整備。整備にあたっては、合併特例債を活用。 指定管理者制度を導入し、施設の管理・運営を委託。
施設貸出状況	貸出対象施設：体育館、スタジオ 貸出時間：9時～22時 料金：体育館 個人-中学生以下 50円/回 個人-高校生以上 100円/回 団体-全面 500円/時 団体-半面 250円/時 スタジオ 団体-中学生以下 500円/時 団体-高校生以上65歳未満 1,000円/時 団体-65歳以上 無料

施設外観



体育館内部



教職員の業務効率や施設活用の状況

- **学校施設として位置づけおらず、教員の負担は一切無し**とし、指定管理者が管理運営を行っている。
- 施設の整備時に**学校に出入りする人に対する視認性を確保する等の対策により、生徒に対する安全確保**を行っており、ハードの対応においても、教員の負担が増えない工夫が行われている。
- アリーナ部分は、**学校が優先的に利用**できるものとし、**授業や部活動等で利用**している。指定管理者が、施設の利用調整を行うことで、空いた時間を有効に活用できる。
- 市では、コミュニティスクールを実践しており、学校を核として地域づくりを行っている。

大田原市立黒羽中学校屋内温水プール建設事業（栃木県 大田原市）

黒羽地区の中学校4校を統合し、黒羽中学校を整備。
その際、屋内温水プールも整備して、市民に開放。
指定管理者制度を導入し、水泳教室等を開催している事例。

概要

黒羽中学校の屋内温水プール（いきいきプール）は、**学校の水泳授業実施時以外は市民に開放する温水プール。**
指定管理業者制度で、株式会社フクシ・エンタープライズに管理を委託。

事業データ

活用制度	指定管理者制度
施設概要	大田原市立黒羽中学校 敷地面積 約55,986㎡ 延床面積 約 7,084㎡ ・屋内温水プール 2,044㎡：平屋建
整備期間	平成20年度～21年度
事業費	7億円
施設貸出状況	貸出対象施設：温水プール 貸出時間：10時～21時（火曜日は休館） 料金：大人400円/回 高校・大学生300円/回 小・中学生200円/回 幼児・65歳以上100円/回

施設外観



温水プール



教職員の業務効率や施設活用の状況

- 指定管理者が**水泳教室のほかに、かんたんヨガ、ピラティス、筋肉ほぐしのフロア教室も開催している。**

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<参考：さいたま市の目的外使用に係る状況>

行政財産目的外使用許可での利用については営利を目的とした利用は制限されていない。

しかし、許可できる範囲が以下に限られるため、行政財産目的外使用許可の枠組みでは、営利企業が収益を上げるために学校施設を利用することは難しいと思われる。指定管理等の枠組みであれば、また別に検討が必要だと思われる。

- (1) 職員又は行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に使用させるとき。
- (3) 当該行政財産を運送事業、電気事業、ガス事業、通信事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、市民の安全確保のため応急的な対応として使用させるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の事務遂行上使用させることが特に必要と認められるとき。
- (6) 当該行政財産に隣接する土地の所有者等がその土地を利用するため、当該行政財産を使用させることがやむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特にやむを得ないと認めるとき。

※(7)は行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4に下記のとおり規定されている。

- (1) 本市の事務事業の執行上使用させることが必要であるとき。
- (2) 職員組合の事務室として、施設の一部を使用させるとき。
- (3) 業として行う写真、映画又はテレビジョン撮影のために使用させるとき。

◆必要経費の徴収について

必要経費の徴収は禁じていない。営利を目的とした利用は禁じられているが、収益を上げること自体は禁じられていない。

今年度、本太中学校でNPO法人浦和スポーツクラブが行っているスポーツ庁の委託事業「学校体育施設の有効活用推進事業」では、テニスコート・武道場の利用者から利用料を徴収している。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<参考：さいたま市における学校施設の管理に係る意思決定権者>

- 学校体育施設開放事業における管理責任者については、スポーツ文化局長。
- 開放校の校長は、当該施設の開放時間内においては、管理上の責任を負わない。
- さいたま市立学校施設使用規則による学校施設使用許可の意思決定権者は、学校長。
- さいたま市財産規則による行政財産目的外使用許可の意思決定権者は副教育長。
(なお、さいたま市立学校施設使用規則とさいたま市財産規則では、許可範囲や許可期間等が異なる)

<参考：さいたま市における学校施設の利用に係る手続き>

- 学校体育施設開放時行に関しては、さいたま市学校体育施設の開放に関する要綱等に基づき、事業を実施。
- 学校施設使用許可申請書（学校あて）または行政財産目的外使用許可申請書（教育委員会あて）を提出してもらい、許可して利用している。（根拠規則：さいたま市立学校施設使用規則、さいたま市財産規則）
- 今回の「未来のブカツ」実証事業については、生徒が部活動で学校施設を使用しているため、行政財産の目的外の使用ではなく、目的内の使用であることから上記の手続きは行っていない。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<結果> 学校施設を活用した収益事業ができないと考えられる要因

学校体育施設開放事業に関しては、利用条件として、「利用団体が営利を目的としていない」としている。

■さいたま市学校体育施設の開放に関する要綱

(利用資格) 第7条 **施設を利用することができる者は、市内に在住、在勤又は在学している者とする。**

2 前項に掲げるもののほか、開放施設を利用することができる者は、別に定める。

■さいたま市学校体育施設開放事業実施要領

(利用者) 第5条 開放施設を利用できる者は、要綱第7条に規定するほか、次の要件を満たしている団体とする。

(1) 非営利である

(2) スポーツ・レクリエーション活動を目的としている

(3) 概ね10人以上で組織され、構成員の概ね半数が、当該開放校の所在する地域に在住、在勤又は在学している

(4) 責任者として成人が含まれている

■さいたま市立学校施設使用規則第3条の2の(3)の営利を目的とする使用と認められる場合使用を許可しない旨の規定

■さいたま市財産規則第21条の使用許可の範囲の規定

- 現場(学校長)としては、**子どもの安全や校内事故防止が大前提になることから、極力部外者を校内に入れたい意識が働くのではないか。**また、**学校施設において収益事業を実施した際に、学校に対するメリットが示せないとなかなか実施に踏み切れないのではないか。**
- 収益事業を行っていいという考えが学校側にはないため、意識改革が必要

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 事業性(≒自走可能性)の確立／C:学校体育施設の民活化事例調査

<参考：学校活用に関する関連法令>

【学校教育法137条】（学校施設の社会教育への利用）

学校教育上支障のない限り、学校には、**社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。**

【社会教育法44条】（学校施設の利用）

学校（国立学校又は公立学校をいう。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する**学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。**

【社会教育法第45条】（学校施設利用の許可）

1 **社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。**

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、**学校の長の意見を聞かなければならない。**

【公立小中学校管理規則第35条】

1 **校長は、別に定める学校の施設及び設備の利用に関する規定に従い、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために利用させることができる。**

2 前項の規定にかかわらず、**4日以上にわたる長期の利用又は異例の利用の場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。**

【スポーツ基本法13条】（学校施設の利用）

国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する**学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。**